

**XXII. フランス共和国**  
**(French Republic)**

---

<目次 ～フランス～>

|  |    |
|--|----|
| 第1章 金融制度概要   | 2  |
| 1. 金融機関の種類   | 2  |
| (1) 金融機関の種類  | 2  |
| (2) 商業銀行 (Banques)                                       | 3  |
| (3) 相互・協同組合銀行 (Banques mutualistes ou coopératives)      | 4  |
| (4) 市町村信用金庫 (Caisses de crédit municipal)                | 4  |
| (5) 公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance) | 4  |
| 2. 監督官庁と指導体制   | 5  |
| 3. フランスの金融制度の特徴  | 6  |
| 4. 預金保険制度の枠組み  | 6  |
| 第2章 郵便貯金の概要  | 9  |
| 1. 設立目的・沿革概要   | 9  |
| 2. 経営形態  | 10 |
| 3. 金融サービス提供の形態   | 12 |
| (1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係                                | 12 |
| (2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況                               | 13 |
| (3) ラ・ポスト・グループの経営状況                                      | 16 |
| (4) 店舗・ATM 設置戦略  | 17 |
| (5) DX の推進   | 18 |
| 4. 預金業務概要  | 19 |
| 5. 口座維持手数料等の導入状況   | 20 |
| 6. リスク性金融商品概要  | 21 |
| 7. 貸付業務概要  | 21 |
| 8. 金融包摂への取り組み  | 21 |
| 9. 送金・決済業務概要   | 22 |
| 10. インターネットバンキング   | 22 |
| 11. 国際業務概要   | 23 |
| 12. 付随業務概要   | 23 |
| 13. 資金運用   | 24 |
| 14. 窓口取扱時間   | 24 |
| 15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開 (他業種との業務提携含む)                  | 24 |
| 16. 財務諸表   | 25 |
| 第3章 民間リテール金融機関の概要  | 26 |
| 1. クレディ・アグリコル・グループ                                       | 27 |
| (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア                              | 29 |
| (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状                                | 30 |
| (3) 提供商品   | 30 |
| (4) 子会社、関連会社への出資状況                                       | 30 |
| (5) ESG 投資   | 31 |
| (6) TCFD 提言への対応  | 31 |
| 2. BPCE グループ   | 31 |
| (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア                              | 35 |
| (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状                                | 35 |
| (3) 提供商品   | 35 |

|  |    |
|--|----|
| (4) 子会社、関連会社への出資状況.....                  | 35 |
| (5) ESG 投資.....                          | 36 |
| (6) TCFD 提言への対応.....                     | 36 |
| 第4章 最近の金融動向と金融包摂.....                    | 37 |
| 1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向.....   | 37 |
| (1) フィンテックの動向.....                       | 37 |
| (2) キャッシュレス化の現状.....                     | 38 |
| (3) モバイル決済の動向.....                       | 40 |
| (4) リテール決済に関する法規制の現状.....                | 40 |
| (5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX.....             | 41 |
| (6) インターネット専業銀行.....                     | 43 |
| (7) デジタル通貨導入に向けた動き.....                  | 46 |
| (8) IT人材の育成・活用状況.....                    | 47 |
| (9) 生成AIの活用状況.....                       | 48 |
| 2. 郵便局金融を含めた金融包摂.....                    | 49 |
| (1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策..... | 49 |
| (2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり.....      | 49 |
| (3) 金融包摂と金融教育.....                       | 51 |
| (4) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行）.....          | 52 |
| (5) 「脆弱な顧客」と金融包摂.....                    | 54 |
| (6) 顧客データを活用したビジネス動向.....                | 55 |
| (7) 高齢化とデジタル包摂.....                      | 55 |



<略語集>

| 略語        | 原語（フランス語、英語）  | 日本語訳                      |
|-----------|---|---------------------------|
| ACPR      | Autorité de contrôle prudentiel et de résolution                        | 健全性監督破綻処理機構               |
| AISP      | Account Information Service Provider                                    | 口座情報サービスプロバイダ             |
| AMF       | Autorité des Marchés Financiers   | 金融市場庁                     |
| API       | Application Programming Interface                                       | アプリケーション・プログラミング・インターフェイス |
| BFCM      | Banque Fédérative du Crédit Mutuel                                      | クレディ・ミュチュエル連盟銀行           |
| Bpifrance | Banque Publique d'Investissement  | 公共投資銀行                    |
| CB        | Commission Bancaire   | 銀行委員会                     |
|           | Groupement des Cartes Bancaires   | 銀行カード協会                   |
| CBDC      | Central Bank Digital Currency   | 中央銀行デジタル通貨                |
| CDC       | Caisse des Dépôts et Consignations                                      | 預金供託公庫                    |
| CDGF      | Conseil de Discipline de la Gestion Financière                          | 金融経営規律委員会                 |
| CECEI     | Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement | 金融機関・投資会社委員会              |
| CEL       | Compte d'Épargne Logement   | 通帳式住宅預金                   |
| CIC       | Crédit Industriel et Commercial   | 商工信用銀行                    |
| CMF       | Conseil des Marchés Financier   | 金融市場理事会                   |
| CNCM      | Confédération Nationale du Crédit Mutuel                                | クレディ・ミュチュエル全国協議会          |
| CNE       | La Caisse Nationale d'Épargne   | 国民貯蓄金庫                    |
| CNIL      | La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés               | 情報処理と自由に関する国家委員会          |
| COB       | Commission des Opérations de Bourse                                     | 証券取引委員会                   |
| ECB       | European Central Bank   | 欧州中央銀行                    |
| FGDR      | Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution                           | 預金保証・破綻処理基金               |
| FNCE      | Fédération Nationale des Caisses d'Épargne                              | 貯蓄銀行全国連盟                  |
| GDPR      | General Data Protection Regulation                                      | 一般データ保護規制                 |
| LDDS      | Livret de Développement Durable et Solidaire                            | 安定経済発展通帳預金                |
| LEP       | Livret d'Épargne Populaire  | 庶民通帳預金                    |
| LJS       | Livret Jeune Swing  | 青少年通帳預金                   |
| OIB       | l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire                                  | 金融包摂研究所                   |
| PEA       | Plan d'Épargne en Actions   | 株式積立口座                    |
| PEL       | Plan Épargne Logement   | 積立式住宅預金                   |
| PSD2      | Payment Service Directive 2   | 第二次決済サービス指令               |
| SRM       | Single Resolution Mechanism   | 単一破綻処理メカニズム               |
| SSM       | Single Supervisory Mechanism  | 単一監督メカニズム                 |

為替レート：ユーロ。1 ドル=0.92 ユーロ、1 ユーロ=165.53 円（2024/10/31）

## 第1章 金融制度概要

### 1. 金融機関の種類

フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が発達しており、銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも銀行で提供されている。銀行における保険商品の販売（バンカシュアランス）も行われており、多くの銀行では保険子会社を保有し、保険子会社の商品を販売している。

このユニバーサルバンキング制度は、1984年銀行法（1984 Banking Act）によって定められた。その後、2001年に通貨金融法典（Monetary and Financial Code）が制定され、1984年銀行法はこの中に含まれるようになった。

#### (1) 金融機関の種類

フランスの金融機関は、通貨金融法典（2021年改正）<sup>1</sup>によると、①商業銀行（banque）、②相互・協同組合銀行（banque mutualiste ou coopérative）、③専門信用機関（établissement de crédit spécialisé）、④信用及び投資機関（établissements de crédit et d'investissement）、⑤市町村信用金庫（caisse de crédit municipal）の5つに分類される。但し、すべての銀行業務を行えるのは、このうち商業銀行と相互・協同組合銀行、市町村信用金庫に限られる（同法上の銀行業務には、預貯金・信用供与・決済に加えて、国によっては必ずしも銀行業務と認められない外国為替、貴金属取引、証券業務、資産管理、財務相談、リース業者に対する動産・不動産の貸与が含まれる）。

フランスで営業免許を取得している金融機関数は313あり、このうち全ての銀行業務を行える金融機関数は239である（2023年12月31日時点）<sup>2</sup>。6大銀行グループによる寡占市場となっている点が特色の一つである。6大銀行グループは、①BNPパリバ（BNP Paribas Banque）、②クレディ・アグリコル・グループ（Groupe Crédit Agricole）、③BPCEグループ（Groupe BPCE）、④ソシエテ・ジェネラル（Société Générale）、⑤クレディ・ミュチュエル・グループ（Crédit Mutuel）、⑥ラ・バンク・ポスタル・グループ（Le Groupe La Banque Postale）である。

大手行による寡占化が進んでおり、商業銀行最大手のBNPパリバ（BNP Paribas Banque、総資産2.59兆ユーロ）の他、相互・協同組合銀行で首位のクレディ・アグリコルS.A.（Crédit Agricole S.A.、総資産2.19兆ユーロ）とBPCE（総資産1.54兆ユーロ）の資産規模も大きいことから、上位行が銀行業界を寡占している（2023年12月末時点）。

<sup>1</sup> 通貨金融法典（2021年改正）[https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000043706786](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000043706786)（閲覧日：2024年9月2日）

<sup>2</sup> 健全性監督破綻処理機構（ACPR），“Annual Report 2023”，p24 [https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20240723\\_acpr\\_ra\\_2023\\_en.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20240723_acpr_ra_2023_en.pdf)

図表 1: フランスにおける銀行\*の業態分類と機関数 (2023年12月31日時点)

| 業態   | 銀行数 | 根拠法        | 特徴  |
|--|-----|------------|---|
| 商業銀行<br>Banque                                   | 144 | 通貨金融<br>法典 | 大企業、富裕層等に総合的な金融サービスを提供する。上位2行の資産額は全金融機関の4割以上を占める。             |
| 相互・協同組合銀行<br>Banque mutualiste ou<br>coopérative | 77  |            | 協同組合員の出資により設立され、組合員等への融資を目的とする銀行。3つの協同組合銀行グループが特に大きな存在となっている。 |
| 市町村信用金庫<br>Caisse de crédit municipal            | 18  |            | 主に地域住民や自治体職員向けに銀行業務を提供する。                                     |

(注1) 総合的な金融サービスが提供可能な銀行に限定。ラ・バンク・ポスタルを含む。専門金融機関 (Specialized credit institutions)、EEA 銀行による支店、モナコ公国の信用機関は含まない。

(注2) 相互・協同組合銀行や市町村信用金庫は、銀行法により銀行業務を行うことができるが、それらを規定する法律に従う必要がある。協同組合全体についての法律は、1947年9月10日協同組合制度の地位を定める法律第47-1775号である。各種の協同組合については、種類別の協同組合法がある。なお、協同組合銀行については、銀行法等とともに通貨金融法典の第5巻の中に法典化されている。

(出所) 健全性監督破綻処理機構 (ACPR), "Annual Report 2023", p.24

図表 2: 資産上位3行 (2023年12月末)

|   | 銀行名                   | 総資産<br>(百万ユーロ) | 預金残高<br>(百万ユーロ) |
|---|-----------------------|----------------|-----------------|
| 1 | BNP Paribas           | 2,591.5        | 988.5           |
| 2 | Crédit Agricole Group | 2,189.4        | 1,069.5         |
| 3 | Groupe BPCE           | 1,544.1        | 711.7           |

(注) 連結ベースの数値。

(出所) 2023年度各社 Annual report より作成

## (2) 商業銀行 (Banques)

大手商業銀行は、フルサービス（外為、証券、資産管理、リース、保険）を大企業や富裕層に対して提供している。2大商業銀行以外では、HSBC Continental Europe 等の外銀や自動車等メーカー系の金融機関がある。HSBC Continental Europe は、リテール・バンキング、資産運用、プライベートバンキングサービスを提供していたが<sup>3</sup>、2021年6月にフランスでのリテール・バンキングを My Money Group に売却する方針を発表した。この売却は2024年初に完了し、現在、同業務については、同時期に My Money Group を傘下に収めた Crédit Commercial de France (CCF) による統合が進められた<sup>4</sup>。My Money Group を CCF グループに改称し、現在、My Money Bank の専門銀行部門と CCF のリテール・バンキング部門の両部門で構成されている<sup>5</sup>。自動車メーカー系の銀行は、自動車の購入等に関するリースやファイナンスに特化している。代表的な企業に、Banque Stellantis France (グループの金融サービス再編に伴い2023年4月に旧 PSA Banque France から社名変更し、フィアット等 Stellantis ブランドすべてを事業の対象としている

<sup>3</sup> HSBC Continental Europe, "1st Amendment of the Universal registration document and Interim Financial Report 2021", p.7 <https://www.hsbc.com/investors/results-and-announcements/all-reporting/subsidiaries?page=1&take=20&company-new=hsbc-continental-europe-formerly-france&years=2021>

<sup>4</sup> 2024年1月3日付 Group CCF ウェブサイト <https://www.groupeccf.fr/en/our-gouvernance#message-du-directeur-general> (閲覧日: 2024年3月4日)

<sup>5</sup> 2024年2月26日付 Group CCF ウェブサイト <https://www.groupeccf.fr/interview-ccf-2024-un-nouveau-chapitre-souvre> 及び <https://www.finmag.fr/blog/ccf-interview/> (閲覧日: 2024年9月2日)

6)、Mobilize Financial Services (2022年5月にルノー (Renault) の金融子会社バンク RCI (RCI Banque) から社名変更<sup>7)</sup>がある。

近年はこれに加えて、大手小売業の消費者向け販売信用サービス会社が銀行としてより広範な金融サービスを提供し始めている。例えば、スーパーマーケットチェーンを運営するカルフル (Carrefour) 社はカルフル銀行 (Carrefour Banque) を所有している。なお、カルフル銀行は、カルフルの顧客を対象に支払カード PASS カードの発行会社であるソシエテ・デ・ペイメン PASS (Société des Paiements PASS (S2P)) を1981年に創設し、同カードの発行を開始したのを嚆矢とする。それ以来、金融商品を拡大し、アセット・ファイナンス、個人ローン、貯蓄商品、銀行カード、取纏めローンを提供している。1984年には、同会社の保険子会社であるカルマ (Carma) を通じ、自動車保険、住宅保険、支払保証保険、児童保険等のサービスの提供を開始した。2010年には、ソシエテ・デ・ペイメン PASS とカルマは合併し、2011年にカルフル銀行となった。カルフル銀行は、親会社であるカルフル社が株式の60%を、BNP パリバの個人金融会社である BNP パーソナルファイナンス (BNP Personal Finance) が同40%を保有している。カード発行は165万枚となっている (2023年12月末)<sup>8)</sup>。

### (3) 相互・協同組合銀行 (Banques mutualistes ou coopératives)

相互・協同組合銀行は、株式会社化を通じて、銀行同士の合併や専門機能を持った金融子会社の設立・強化を進めており、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの3つのグループにほぼ集約された。相互・協同組合銀行は、個人、農業者、中小企業、地方公共団体を顧客として、預金・貸出・決済・投資商品・保険商品など総合的な金融サービスを提供しているが、出資者 (個人企業・個人) 向けの融資に強みがある。

### (4) 市町村信用金庫 (Caisses de crédit municipal)

市町村信用金庫とは、パリ市のパリ信用金庫 (Crédit Municipal de Paris) のように、大都市の自治体が所有している信用金庫である。もっとも自治体による地域コミュニティ銀行としての機能だけでなく、公的な質屋や競売業者 (破産者、無遺言死亡者等の所有物の処分者) としても機能している。主要な顧客は、地方自治体の職員や低所得層であり、我が国の信用金庫とは役割も異なっている。

### (5) 公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance)

フランスには国有の開発金融機関として、公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance) がある。同行はフランス政府と預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations, CDC) がそれぞれ49.2%出資する公的金融機関で、中小企業への融資 (Business loan) を主な目的とするほか、信用保証 (Guarantees) やイノベーション振興関連の融資 (Soft loans for innovation) 等も行う。2023年末時点で4,155人<sup>9)</sup>の従業員を擁し、地域に特化した金融ソリューションを開発し

<sup>6)</sup> 2023年4月3日付 Banque Stellantis France グループニュース <https://www.banque-stellantis-france.com/fr/psa-banque-france-devient-banque-stellantis-france-et-psa-finance-devient-stellantis-finance> (閲覧日: 2023年8月9日)

<sup>7)</sup> 2022年5月10日付 Mobilize Financial Services プレスリリース <https://www.mobilize-fs.com/en/news/rci-bank-and-services-becomes-mobilize-financial-services-unique-commercial-brand-meet-all> (閲覧日: 2023年8月9日)

<sup>8)</sup> Carrefour Banque, "Annual Report 2023" p.11

<sup>9)</sup> Bpifrance, "Universal Registration Document including the annual financial report 2023", p.69

ている。2023年には、協調融資では102億ユーロ、信用保証では43億ユーロ、イノベーション支援では89億ユーロの融資実績を有する<sup>10</sup>。

## 2. 監督官庁と指導体制

従来は、金融機関等の承認・認可と日々の監督機能を、銀行、証券、保険等業態別の監督等機関が担当していた。銀行等の承認・認可は、金融機関・投資会社委員会（Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement, CECEI）が担当し、日々の監督の機能は中央銀行であるフランス銀行（Bank of France, Banque de France）の事実上の執行機関である銀行委員会（Commission Bancaire, CB）が担当していた。

その後、エンロンやワールドコムによる不正会計事件などの金融への信頼低下を受け、震源地であったアメリカでは米国企業改革法（英名 Sarbanes-Oxley Act、2002年7月）が成立した。これを受け、フランスにおいても金融規制監督機関の統合と再編、金融における投資家保護の強化、企業統治の改善を目的に、金融の安全に関する2003年8月1日付法律第706号（Loi n° 2003-706 du 1 août 2003 de sécurité financière、金融安全法<sup>11</sup>）が成立し、8月1日に公布された。

この法律は、監督機関の現代化、投資者及び被保険者の安全、財務諸表などの法定監査の現代化と透明性の3つを柱としており、第一部は金融監督機関の現代化（統合と再編）、第二部は投資家と保険契約者の安全、第三部は会計監査制度を中心とする企業統治の現代化及び透明性となっている。

同法は、主に証券市場制度に関連する分野を改革するものであり、従前は証券取引委員会（Commission des Opérations de Bourse, COB）と金融市場理事会（Conseil des Marchés Financier, CMF）、金融経営規律委員会（Conseil de Discipline de la Gestion Financière, CDGF）に分化していた証券規制監督機関を全て統合し、金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers, AMF）を誕生させた。

銀行等の与信機関については一元化が進まず、その後も「金融機関・投資会社委員会」（CECEI）が免許を与え、「銀行委員会」（CB）が業規制や健全性規制の遵守を監督する役割を担うという体制が継続することとなった。

その後、サブプライム・ローン問題に端を発した一連の金融危機やリーマン・ショックを経て、2010年3月には金融・保険分野の承認・認可機能と日々の監督機能を併せ持つ健全性監督破綻処理機構（The Autorité de contrôle prudentiel et de résolution, ACPR）が設立された<sup>12</sup>。更に、保険会社委員会（Comité des Entreprises d'Assurance）及び保険・共済組合管理機関（Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles）の2つの委員会がACPRに統合された。2013年7月には新たに銀行の危機回避・解決能力を監督する権限が付与された。

ACPRは独立した組織だが、フランス銀行に属しており、フランス銀行総裁が主宰する理事会が意思決定の上位組織となっている。

1984年銀行法は、2001年に発効した通貨金融法典（Code Monétaire et Financier）に取り込まれており、ACPRは、2008年8月4日付経済の現代化に関

<sup>10</sup> Bpifrance, “Universal Registration Document including the annual financial report 2023”, p.7

<sup>11</sup> フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000006713846/2003-08-02/>（閲覧日：2024年10月4日）

<sup>12</sup> 設立当初は The Autorité de contrôle prudentiel（ACP）で、2013年7月に ACPR となった。

する法律第 776 号 (Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie) により、委任された政令である「銀行・保険に係る承認・監督を担当する官庁の合併に関する 2010 年 1 月 21 日付政令第 76 号」 (Ordonnance n° 2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assurance) に基づいて設立された。

ACPR がカバーするのは、1) 金融：銀行、金融ポートフォリオ管理会社を除く投資信託会社、規制金融市場運営会社、金融商品の安全性・管理活動に関し認可を受けた個人、決済サービス機関、金融会社及び複合活動を行う金融持株会社、両替商など、2) 保険サービス：保険会社、再保険会社、相互保険会社及び相互組合、保険会社グループ及び保険会社混合グループなどで、金融・保険業務の全般である。

### 3. フランスの金融制度の特徴

前述のとおり、フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が導入されており、各金融機関は銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも提供している。また、多くの銀行がグループ傘下に保険子会社を抱えており、相互にサービス提供を行うバンカシュアランス (bancassurance) が発展している。

フランスの金融市場の特徴として、銀行の上位 6 グループによる寡占が進んでいることが挙げられるが、生命保険市場を見ても、銀行系生命保険のシェアが目立ち、リテール市場で大きな地位を占めている。

### 4. 預金保険制度の枠組み

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、2008 年以降欧州各国で発生してきた債務危機に対処するため、金融枠組みの統合を目的とする銀行同盟 (Banking Union) の創設が決定した。銀行同盟では、①単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism、SSM)、②単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism)、③預金保険制度 (Deposit Guarantee Scheme) を金融枠組み統合のための三本柱として位置づけている。このうち①単一監督メカニズムに関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が、欧州中央銀行 (European Central Bank, ECB) に集約された。

EU では、世界的な金融危機や欧州諸国のソブリン危機を踏まえ、金融機関の監督・破綻処理・預金保険制度について共通ルールを策定することとし、ユーロ圏については、欧州中央銀行 (ECB) を中心とする単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism : SSM) 及び単一破綻処理理事会 (Single Resolution Board : SRB) を中心とする単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism: SRM) による枠組みができた<sup>13</sup>。実際の権限行使 (破綻処理手続き) は、各国の破綻処理当局 (フランスでは ACPR) と密接に協力して行うこととされている<sup>14</sup>。

銀行監督を担う SSM に関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が ECB に集約された。SSM では、ECB が、ユーロ圏全ての国の銀行

<sup>13</sup> 大内聡、鈴木敬之、「EU 諸国の預金保険制度の最近の動向について—イギリス、フランス、スペイン—」、預金保険機構『預金保険研究』(第 19 号)、2016 年 5 月、p.85 <https://www.dic.go.jp/content/000010220.pdf>

<sup>14</sup> [https://finance.ec.europa.eu/banking-and-banking-union/banking-union/single-resolution-mechanism\\_en](https://finance.ec.europa.eu/banking-and-banking-union/banking-union/single-resolution-mechanism_en)、黒川洋行、「EU 銀行同盟における単一破綻処理メカニズムの運用と課題」、『証券経済研究』第 121 号 (2023.3)

を直接的または間接的に監督する。ECB が直接監督するのは、(a) 総資産が 300 億ユーロ以上、(b) 特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい、(c) 総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20% 超、(d) 公的支援を受け入れた機関、のいずれかを満たした銀行であり、「重要度の高い銀行（significant institutions）」と呼ばれる。2024 年 7 月 1 日時点で、ユーロ圏に所在する 113 行が重要度の高い銀行に該当する<sup>15</sup>。113 行以外の「重要度の低い銀行（less significant institutions）」については、各国の金融監督当局（National Copetent Authority, NCA）による監督を通じて、ECB が間接的に監督する。

図表 3： ECB の直接監督基準と該当するフランスの銀行（2024 年 7 月時点）

| 要件   | 概要  | 該当する銀行(グループ)   |
|--|---|--|
| 規模 Size  | 総資産が 300 億ユーロ以上   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• BNP Paribas S.A.</li> <li>• BofA Securities Europe SA</li> <li>• BPCE S.A.</li> <li>• Bpifrance</li> <li>• Confédération Nationale du Crédit Mutuel</li> <li>• Crédit Agricole S.A.</li> <li>• HSBC Continental Europe</li> <li>• La Banque Postale</li> <li>• RCI Banque SA</li> <li>• SFIL S.A.</li> <li>• Société Générale S.A.</li> </ul> |
| 経済的重要性<br>Economic importance                  | 特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい  |  |
| 事業の越境性<br>Cross-border activities              | 総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20% 超  |  |
| 直接公的金融支援<br>Direct public financial assistance | 欧州安定メカニズム（European Stability Mechanism）または欧州金融安定ファシリティ（European Financial Stability Facility）からの公的支援を要求した、もしくは受け入れたことがある。 |  |

(注) 「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する。

(出所) ECB ウェブサイト<sup>16</sup>、ECB, List of supervised entities (as of 1 July 2024) を基に作成

フランスでは、SSM の導入に際し、ECB と ACPR の協力関係を規定した「単一監督メカニズムを信用機関に適用するための法規における各種条項に関する 2014 年 11 月 6 日付政令第 1332 号」（Ordinance No. 2014-1332 du 6 novembre portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au mécanisme de surveillance unique des établissements de crédit）が制定されている<sup>17</sup>。

図表 4： フランスにおける個人金融関連の監督当局

| 金融機関の業態・種類 | 監督官庁                  | 監督に関する法規                         |
|------------|-----------------------|----------------------------------|
| 商業銀行       | 健全性監督破綻処理機構<br>欧州中央銀行 | 政令第 2010-76 号<br>政令第 2014-1332 号 |
| 相互・協同組合銀行  | 同上                    | 同上                               |
| 市町村信用金庫    | 同上                    | 同上                               |

(出所) ACPR ウェブサイト<sup>18</sup>、Hogan Lovells, “French Legal and Regulatory Update – November 2014”, p.3、フランス政府法律データベース<sup>19</sup>を基に作成

<sup>15</sup> ECB, List of supervised entities (Cut-off date 1 July 2024)（閲覧日：2024 年 10 月 4 日）

<https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.listofsupervisedentities202408.en.pdf>

<sup>16</sup> <https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html>（閲覧日：2024 年 10 月 4 日）

<sup>17</sup> フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029717034>（閲覧日：2023 年 8 月 11 日）

<sup>18</sup> <https://acpr.banque-france.fr/en/acpr/about-acpr/history>（閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

<sup>19</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000021719945>、

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029717034>（閲覧日：2023 年 9 月 11 日）

フランスの預金保険機関は、預金保証・破綻処理基金（Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR）である。FGDR は、1999 年 6 月 25 日付貯蓄と金融保証に関する法律第 99-532 号（Loi n°99-532 du 25 juin relative à l'épargne et à la sécurité financière）に基づき、全金融機関をカバーする私法上の法人（民間）として設立された（預金保険制度は 1980 年に開始）<sup>20</sup>。欧州経済圏外の外国銀行支店を含めた銀行が強制加盟の対象となっており、加盟金融機関は 1,173 で、その多くは複数のスキームに参加している。加盟機関の種別内訳は、預金保証（Deposit guarantee）329 機関、証券保証（Securities Guarantee）296 機関、保証人保証（Guarantee of Guarantees）261 機関、破綻処理基金（National Resolution Fund）108 機関となっている（2023 年 12 月 31 日時点）<sup>21</sup>。対象となる預金は①当座預金、②普通預金、③定期預金、④外貨預金、⑤欧州経済圏内の外国支店の預金であり、対象外となるのは①生命保険契約、②年金、③無記名預金、④暗号資産等となっている<sup>22</sup>。

欧州連合（European Union, EU）は 1994 年に預金保険システムに関する指令（英名 Directive 94/19/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 1994 on Deposit-Guarantee Schemes、欧州共同体指令 94/19）を公表し、預金保険システムを整備するとともに、欧州共同体加盟国に本店を有する銀行の他の加盟国内の支店については本国の預金保険システムがその責任を負うことを定めた。これを受け、フランスでは通貨金融法典を改正し、フランスにおいて免許を受けた金融機関は全ていずれかの預金保険システムに加盟すべきことを定めた。なお、付保限度額は 2010 年 12 月末に EU 預金保険指令の改正に伴い、1 金融機関、1 預金者につき、10 万ユーロ（利息は内数）となった。また、認可を受けた金融機関が保護預りする有価証券については 7 万ユーロまでが保護の対象となる<sup>23</sup>。

欧州銀行同盟の創設に伴い、預金者保護の強化、預金保証制度の調査、金融の安定化を図るため、2014 年に改正預金保証制度指令（Directive 2014/49/EU）が制定された。改正指令は「最大限の調和の原則（principle of maximum harmonization）」に基づき、預金の保証限度額を「一律」10 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）としており、各国の裁量によって保証限度額を 10 万ユーロより引き上げることは認めていない。改正預金保証制度指令の制定に伴い、フランスでは 2015 年 10 月 27 日付省令<sup>24</sup>により、改正預金保証制度指令で定められた預金保証制度が、通貨金融法典へ組み入れられた。

<sup>20</sup> 2013 年に前身の FGD（Fonds de Garantie des Dépôts）から名称が変更。

<sup>21</sup> FGDR ウェブサイト <https://www.garantiedesdepots.fr/fr/a-propos-du-fgdr/chiffres-cles-du-FGDR>（閲覧日：2024 年 10 月 4 日）

<sup>22</sup> 日本預金保険機構『令和 3 年度 預金保険機構年報』、p.137 <https://www.dic.go.jp/content/000030083.pdf>

<sup>23</sup> FGDR ウェブサイト <https://www.garantiedesdepots.fr/en/discover-my-guarantees/i-own-securities>（閲覧日：2024 年 10 月 4 日）

<sup>24</sup> “Arrêté du 27 octobre 2015 relatif à la mise en œuvre de la garantie des dépôts, au plafond d'indemnisation et aux modalités d'application de l'article L. 312-4-1 du code monétaire et financier”（フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000031396841&categorieLien=id>）

## 第2章 郵便貯金の概要

### 1. 設立目的・沿革概要

フランスにおいて、郵便局は地方に郵便サービスや金融サービスを提供する数少ない公共サービスの拠点として、重要な役割を担ってきた。フランスはドイツなどと比較すると、都市部を除けば人口密度が低く（2021年：ドイツ 238人/km<sup>2</sup>、フランス 124人/km<sup>2</sup>）<sup>25</sup>、民間銀行が拠点を置かない地域が多いことも、郵便局による金融サービス提供が重視される理由の一つである。

フランスの郵便貯金業務の歴史は長く、19世紀まで遡る。一般大衆の貯金を受け入れることを目的として、1818年に最初の民営の貯蓄銀行であるパリ貯蓄金庫が設立された。貯蓄銀行は主に都市部で展開し、より人口の多い農村部では利用が困難であったため、1881年4月に郵便局を貯蓄金庫として活用する法律によって、郵便電気通信大臣管轄下にある国家機関として郵便貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne postale、CNE）が設立された。これが、フランスにおける郵便貯金の始まりであった<sup>26</sup>。

郵便貯蓄金庫はその後国民貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne、CNE）に名称変更し、1918年には預入限度額のある通帳貯金口座の取扱いを開始、これが現在のA通帳預金（Livret A）の元となっている<sup>27</sup>。A通帳預金は非課税扱いのフランスを代表する貯蓄商品であり、郵便局において提供される貯蓄商品の中心的な存在である。

現在の郵便局であるラ・ポスト（La Poste）は、フランス政府から独立した法人格を持つ公共事業体として1991年1月に誕生した。それまでフランスの郵便貯金業務は、郵便電気通信省が監督していたが、1990年7月2日の法令第90-568号により、郵便事業及び郵政金融事業は、ラ・ポストが所管することとなった。

フランスでは、2009年までに郵便サービス市場を自由化することを目指した欧州連合（EU）指令（Directive 97/67/EC, Directive 2002/39/EC）を受け、2005年5月に郵便サービスの規制に関する2005年5月20日付法律第516号（Loi n° 2005-516 du 20 mai 2005 relative à la régulation des activités postales）が成立した。これを受け、ラ・ポストは銀行業務の本格的な展開を目指し、郵便貯蓄銀行の設立を申請した。

2005年11月30日に金融機関・投資会社委員会（CECEI）は銀行設立を認可、2006年1月に民間銀行と同様の銀行免許を持つラ・バンク・ポスタル（La Banque Postale）が、ラ・ポストの100%子会社として設立された<sup>28</sup>。なお、ラ・バンク・ポスタルは郵便小切手口座の資金運用会社エフィポスト（Efiposte）に銀行免許を付与する形で設立されている。

ラ・バンク・ポスタルは2007年1月に貸出業務を開始した。当初は住宅ローンと消費者ローンであった。他方、ラ・バンク・ポスタルの主力貯蓄商品であるA通

<sup>25</sup> World Bank ウェブサイト <https://data.worldbank.org/indicator/EN.POP.DNST>（閲覧日：2024年10月4日）

<sup>26</sup> 郵便貯金振興会、「主要4カ国の貯蓄金融機関—イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ—」、2007年7月

<sup>27</sup> ラ・ポスト資料 [https://www.laposte.fr/chp/mediasPdf/anniv/anniv\\_19.pdf](https://www.laposte.fr/chp/mediasPdf/anniv/anniv_19.pdf)

<sup>28</sup> 2005年12月1日付 Le Monde 記事

[http://www.lemonde.fr/economie/article/2005/12/01/la-creation-de-la-banque-postale-a-recu-le-feu-vert\\_716189\\_3234.html](http://www.lemonde.fr/economie/article/2005/12/01/la-creation-de-la-banque-postale-a-recu-le-feu-vert_716189_3234.html)

帳預金<sup>29</sup>は、他に貯蓄銀行とクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）しか取り扱えなかったものが、2008年8月4日に発出された経済の現代化に関する法律第776号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）によって通貨金融法典が改訂されたことにより、2009年1月1日以降、全ての銀行で取り扱うことができるようになった。これは、非課税貯蓄商品の発行を特権的に3機関のみに与えるのは自由競争に反しているとして、欧州委員会が廃止を求めているものである。

2010年2月9日に発出された公共法人ラ・ポスト及び郵便業務に関する法律第123号（Loi n° 2010-123 du 9 février 2010 relative à l'entreprise publique La Poste et aux activités postales）では、第1条においてラ・ポストは株式会社に転換される旨が規定され、2010年3月1日に株式会社化が実現した。ラ・ポストの株式は、2020年3月4日以降、政府が34%、CDCが66%を保有している<sup>30</sup>。

ラ・ポストは前記の法律第123号によって、2011年1月から15年間にわたって郵便業務のユニバーサル・サービス義務を課されている。これに加えて、17,000以上の郵便局ネットワークを保有することや、地方・低所得の地域（underprivileged area）・山間部に郵便局ネットワークを展開することが求められている。ラ・バンク・ポスタルについては、2008年経済現代化法により、要望に応じたA通帳預金口座の開設、1.5ユーロからの預金受入または引出、社会保障費の受取や公共料金の口座振替など基本的なサービスの提供を義務付けられている<sup>31</sup>。

2010年8月にはラ・バンク・ポスタルは経済産業雇用省（Ministère de l'Economie, de l'Industrie et de l'Emploi）の認可を得て、法人向け金融サービスの提供が可能となり、企業向けや自治体向けの貸出を開始した。2011年9月以降は、中小企業やマイクロビジネス、NPO、ハウジングアソシエーションなどへのファイナンス業務を開始した。こうしてラ・バンク・ポスタルはリテール金融機関としての活動を本格化させていった<sup>32</sup>。

ラ・ポストはフランス政府が34%、公的金融機関である預金供託公庫（CDC）が66%の株式を保有する事実上の国有企業であり、法律上、4つの公共サービスに関する責務を帯びている。第一は、郵便のユニバーサル・サービス提供で、例えばラ・ポストは週6日の集配頻度が保たれている。第二は地域発展への貢献、第三は報道資料等の地域への配布、第四は金融サービスへのアクセス確保、となっている<sup>33</sup>。第四の責務については、ラ・バンク・ポスタルを通じて実施している。

## 2. 経営形態

ラ・バンク・ポスタルはラ・ポストの100%子会社として2006年に設立された。2023年末時点で1,000万の顧客を有している<sup>34</sup>。公共性の高い金融機関として、手頃な価格で、利用可能な商品とサービスの提供を通じ、持続的な金融取引を支援することを目標としている。

<sup>29</sup> クレディ・ミュチュエルでは Livret Bleu という呼称。

<sup>30</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.4

<sup>31</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.97

<sup>32</sup> Le Groupe La Poste, "Registration Document 2011", p.37

<sup>33</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.92

<sup>34</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023" p.27

ラ・バンク・ポスタルは多くの子会社を有し、ラ・バンク・ポスタル・グループを形成している。グループの事業は、国内バンカシュアランス部門（Bancassurance France）、海外バンカシュアランス部門（International Bancassurance）、法人・投資銀行部門（Corporate and Investment Banking）、資産運用部門（Wealth and Asset Management）の4つに分かれている。100%子会社のSF2（holding des activités bancaires, 持株会社）が保険事業とアセットマネジメント等の子会社24社の持ち株会社となっていたが、2021年にはラ・バンク・ポスタルに統合された。グループ事業の核となる国内バンカシュアランス部門では、預金業務、小切手業務、住宅ローン業務、消費者ローン業務を取り扱っている。資産7,380億ユーロの内、貸出が1,260億ユーロで17%を占めており、うち住宅ローンが約6割を占める<sup>35</sup>。

生命保険や損害保険、投資信託等の商品については、100%子会社であるCNP（CNP Assurances）<sup>36</sup>の保険商品を中心に販売している。CNPは郵便局以外に貯蓄銀行にも保険商品を提供しており、LBP PrévoyanceやLBP Conseil en Assurances等の子会社の保険事業を統合する方向にある<sup>37</sup>。

2018年8月、フランス経済財務省は「企業の成長・変革のための行動計画に関する法案（通称PACTE法案）」の一環として、ラ・ポストとCDCおよびBpifranceの統合を含む、大規模な公的金融機関の創設プロジェクトを発表した。このプロジェクトは、ラ・ポストを通じて全ての国民に対しデジタルサービスや高齢者支援を含む質の高い金融サービスを平等に提供することにより、格差を是正することを目的としている。大規模な公的金融機関の創設は、それぞれの金融機関が有するスキルやノウハウを共有し強化することで、地方自治体や企業、個人の幅広いニーズに対応することを可能にするという。

2020年3月4日付けのラ・バンク・ポスタルとCNPの各ニュースリリースによると、同日、CDCとフランス政府が保有するCNPの株式がラ・バンク・ポスタルに移管され、ラ・バンク・ポスタルがCNP株式の62.13%を保有する筆頭株主となった。同時に、CDCはフランス政府が保有するラ・ポスト株式の一部を取得し、ラ・ポスト株式の66%を保有する支配株主となった<sup>38</sup>。ラ・バンク・ポスタルは、2021年12月にはBPCEグループよりCNP株式の譲渡を受け、2022年5月のCNP株式公開買付を経て6月にはCNPを上場廃止とし、完全子会社化を実現した<sup>39</sup>。これらの動きは、ラ・バンク・ポスタルが目指す包括的で多様な銀行保険グループの構築という戦略目標に沿ったものとなっている。

富裕層向けサービスを含むアセットマネジメント部門としては、LBP AM（旧ラ・バンク・ポスタル・アセットマネジメント）がある。LBP AMには、ラ・バンク・ポスタルが75%（マラコフ・メデリック（Malakoff-Médéric）が保有していた株式5%を2022年に取得）、エイゴン・アセット・マネジメント（Aegon Asset

<sup>35</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023" p.287

<sup>36</sup> CNP Assurances ウェブサイト <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/who-we-are/what-we-do/our-business>（閲覧日：2023年8月5日）

<sup>37</sup> 2021年10月28日付CNPプレスリリース <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/newsroom/press-releases/2021/la-banque-postale-and-groupe-bpce-intend-to-streamline-their-shareholding-relationships-and-strengthen-their-industrial-partnerships>（閲覧日：2024年10月4日）

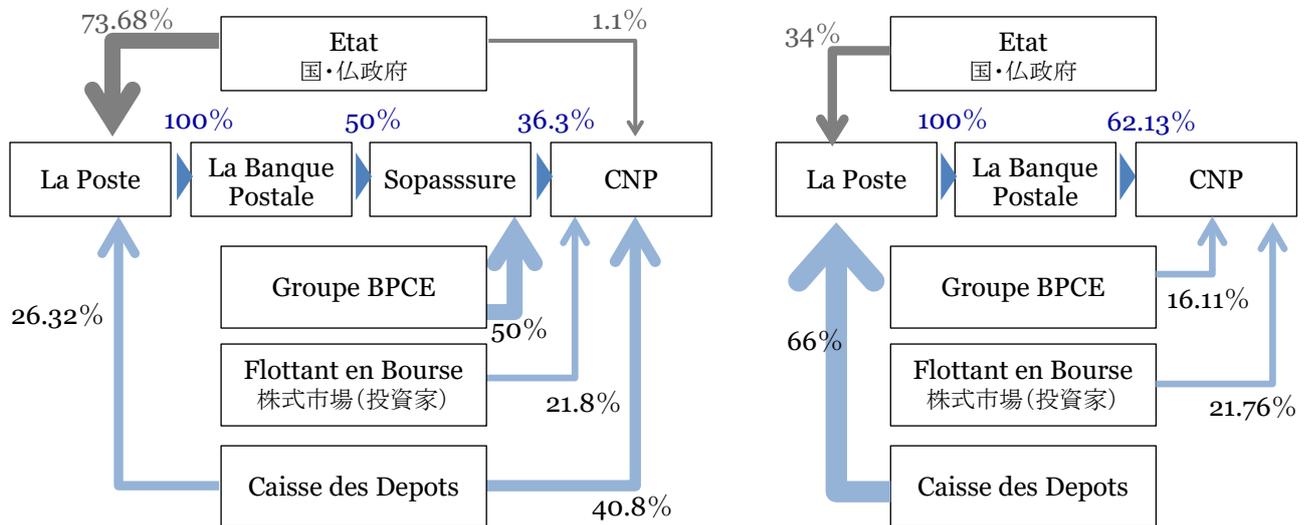
<sup>38</sup> 2020年3月4日付La Banque Postale プレスリリース <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2020/constitution-grand-pole-financier-public-2020.html>（閲覧日：2023年8月9日）

2020年3月4日付CNPプレスリリース <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/newsroom/press-releases/2020/changes-in-cnp-assurances-shareholder-base>（閲覧日：2023年8月9日）

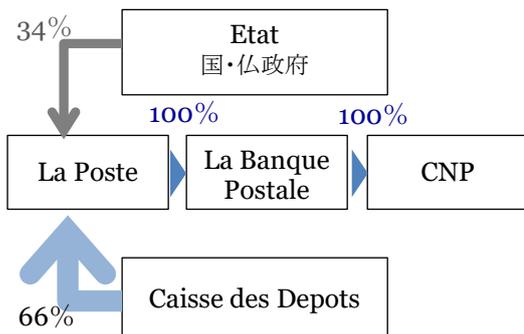
<sup>39</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.20

Management) が 25% 出資している。2023 年 12 月末の運用資産残高は 678 億ユーロとなっている<sup>40</sup>。

(参考) ラ・ポスト、CNP の株主構成 (2018 年末時点) 創設プロジェクトのイメージ (2020 年 3 月時点)



<現状 (2022 年 6 月以降)>



(注) %は株主構成を示す。(出所) 各種報道より作成

### 3. 金融サービス提供の形態

#### (1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

郵便局では、ほぼ全ての窓口において金融商品を提供しており、ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポストに委託手数料を支払う契約を締結している。

ラ・バンク・ポスタルの業務には、19,198 人のラ・ポストの職員と 3,730 人のラ・バンク・ポスタルの職員、4,245 人の CNP 職員 (海外子会社職員 2,452 人)、CNP 以外の系列会社職員 2,303 人の計 31,928 人が従事している<sup>41</sup>。8,523 人の金融アドバイザーを配置しており、日常的に利用している 1,000 万人の個人顧

<sup>40</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.136

<sup>41</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.123-124

客及び約 **16,000** 社の法人顧客（企業、非営利団体）を擁している（いずれも **2023** 年 12 月末）<sup>42</sup>。

図表 5：ラ・バンク・ポスタルの組織構成及び業務分類

| LA BANQUE POSTALE GROUP<br>(Simplified organisational chart at 31 December 2021) |      |   |      |
|--|------|---|------|
| BANCASSURANCE FRANCE   |      | INTERNATIONAL BANCASSURANCE               |      |
| La Banque Postale <sup>(1)(2)</sup>  |      | CNP Assurances – International            | 100% |
| Ma French Bank   | 100% |   |      |
| La Banque Postale Consumer Finance   | 100% |   |      |
| La Banque Postale Leasing & Factoring <sup>(2)</sup>                             | 100% |   |      |
| Easy Bourse  | 100% |   |      |
| SOFIAP   | 66%  |   |      |
| La Banque Postale Home Loan SFH <sup>(2)</sup>                                   | 100% |   |      |
| SCI CRSF Métropole <sup>(2)</sup>  | 100% |   |      |
| SCI Tertiaire Saint Romain <sup>(2)</sup>  | 100% |   |      |
| CNP Assurances Holding (business in France)                                      | 100% |   |      |
| WEALTH MANAGEMENT AND ASSET MANAGEMENT   |      | CORPORATE AND INVESTMENT BANKING          |      |
| Louvre Banque Privée   | 100% | La Banque Postale <sup>(1)(2)</sup>       | -    |
| Louvre Banque Privée Immobilier Conseil  | 100% | La Banque Postale Leasing & Factoring     | 100% |
| LBP AM   | 75%  | La Banque Postale Home Loan SFH           | 100% |
| Tocqueville Finance SA   | 75%  | SCI CRSF Métropole <sup>(2)</sup>         | 100% |
| La Financière de l'Échiquier   | 75%  | SCI Tertiaire Saint Romain <sup>(2)</sup> | 100% |
|  |      | LBP Dutch Mortgage Portfolio 1 BV         | 100% |
|  |      | LBP Dutch Mortgage Portfolio 2 BV         | 100% |
|  |      | FCT Elise 2012                            | 95%  |
|  |      | eZyness                                   | 100% |
| CORPORATE CENTRE   |      |   |      |
| 115K   | 100% |   |      |

(注) (1)：親会社。

(2)：管理会計上、複数の事業部門に割り当てられている組織。

(出所) La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023" P.24

## (2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況

フランスには **2023** 年 12 月末時点で **17,649** の郵便局がある。郵便局のうち、直営局（Post Offices）は **6,761** 局あり、直営局では郵便、小包、金融サービス等のあらゆるサービスを提供している。提携郵便局（Partnerships）は **10,217** 局あるが、これらは、地方郵便局（英名 La Poste local postal agencies）と、取次郵便局（La Poste Relais）に分かれる。その他のサービスポイントは **671** カ所である<sup>43</sup>。図表 6 のとおり直営局が提携郵便局に置き換わっており、およそ **6** 割を提携郵便局が占めている。

<sup>42</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.35

<sup>43</sup> Le Groupe La Poste, "2023 UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT ANNUAL FINANCIAL REPORT" P.82

図表 6: ラ・ポストの直営局数・提携局数推移

|       | 直営局   |     | 提携局    |     | 総数     |      |
|-------|-------|-----|--------|-----|--------|------|
|       | 局数    | 構成比 | 局数     | 構成比 | 局数     | 構成比  |
| 2013年 | 9,692 | 57% | 7,360  | 43% | 17,052 | 100% |
| 2014年 | 9,559 | 56% | 7,496  | 44% | 17,055 | 100% |
| 2015年 | 9,254 | 54% | 7,827  | 46% | 17,081 | 100% |
| 2016年 | 8,835 | 52% | 8,298  | 48% | 17,133 | 100% |
| 2017年 | 8,414 | 49% | 8,686  | 51% | 17,100 | 100% |
| 2018年 | 8,145 | 47% | 9,093  | 53% | 17,238 | 100% |
| 2019年 | 7,741 | 46% | 9,266  | 54% | 17,007 | 100% |
| 2020年 | 7,566 | 45% | 9,377  | 55% | 16,943 | 100% |
| 2021年 | 7,298 | 43% | 9,740  | 57% | 17,038 | 100% |
| 2022年 | 7,001 | 40% | 10,320 | 60% | 17,321 | 100% |
| 2023年 | 6,761 | 38% | 10,217 | 58% | 17,649 | 100% |

(出所) Le Groupe La Poste 各年年報

地方郵便局は、ラ・ポストとフランス政府およびフランス市長連合会（French Mayors Association）との包括枠組み協定（地方郵政網協定：Local postal coverage agreement）に基づいて運営されている。同協定には、地方公共団体とその連合体は地方の郵便をカバーする公共サービスを引き受けると定められており、これにより地方郵便局は、郵便（切手、記録郵便、郵便留置き等）、小包（包装用品の販売、引受、取り集め）、及び図表 8 に示す各種金融サービスといった郵便局サービスの大半を提供している。地方郵便局は、ラ・ポストと協定を締結した地方公共団体又はその連合体により雇用された地方の職員により管理されており、彼らは地方政府管理規定の管理下に入る。

図表 7: 地方郵政網協定の概要

|         | 国レベル   | 県レベル  |
|---------|--|---|
| 協定署名者   | 政府（経済財政省等）、フランス市長会(Association of French Mayors)、ラ・ポスト   |   |
| 責任機関    | 国家郵政網監視委員会(National Observatory of Postal Coverage)  | 地方郵政網に関する県委員会 (Departmental Commission on Local Postal Coverage, CDPPT) |
| 委員会メンバー | 政府、フランス市長会、ラ・ポスト、デジタル・郵便サービス上級委員会が6名ずつ、その他2機関が2名ずつ指名(計28名)   | 県、地方自治体等地域の代表者、ラ・ポストの代表者  |
| ミッション   | 郵政ネットワークの開発、革新的な技術の評価・調査・促進、県レベルの地方郵政網協定の実施状況の監視等  | 県内地域開発のため、ラ・ポストによるアクセス標準の遵守を確実なものとする等                                   |
| 時期      | 2008年から2022年までに5回の協定締結が行われた。最近では、6回目の協定締結(2023-2025)が2023年2月に行われた。   |   |
| 投資      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「郵政公平化基金(the postal equalization fund)」<sup>44</sup>から、累計24億ユーロ(約3,973億円)超が投入された。</li> <li>2023年~2025年までの期間には、各年最高1.77億ユーロ(約293億円)を投入予定。</li> </ul> |   |
| 基金の用途   | 郵政ネットワークの開発、運営費、施設改修費、訓練費等   |   |

(出所) "Contrat de Presence Postale Territoriale 2023-2025", AMF ウェブサイト<sup>45</sup>

図表 8: 地方郵政網協定に基づく金融サービス内容

| 種別           | サービス                    | 地方郵便局                        | 取次郵便局                |
|--------------|-------------------------|------------------------------|----------------------|
|              |                         | La Poste Local Postal Agency | La Poste Relais      |
| 郵便当座預金 (CCP) | 口座開設                    | ×                            | ×                    |
|              | 小切手発行                   | ×                            | ×                    |
|              | 引出                      | 直近7日間の合計で500ユーロまで            | 直近7日間の合計で150ユーロまで    |
|              | 支払                      | 直近7日間の合計で500ユーロまで            | ×                    |
| 規制貯蓄商品 (注)   | CNE (国民貯蓄金庫) 口座に係る全ての手続 | 直近7日間の合計で500ユーロまでの引出/預入      | 直近7日間の合計で150ユーロまでの引出 |
| その他金融サービス    | 保険                      |                              |                      |
|              | 住宅貯蓄 (PEL)              | ×                            | ×                    |
|              | 投信 (SICAV)              |                              |                      |
| 株式           | 株式購入                    | ×                            | ×                    |

(注) 対象は、A通帳預金 (Livret A)、安定経済発展通帳預金 (LDDS)、庶民通帳預金 (LEP)、青少年通帳預金 (LJS)<sup>46</sup>。

(出所) "Contrat de Presence Postale Territoriale 2023-2025"<sup>47</sup> p.48

<sup>44</sup> 地方郵政網の維持のための支出を補うことを目的とした基金。ラ・ポストに対する地方税減免措置を財源としている。

<sup>45</sup> <https://www.amf.asso.fr/documents-contrat-presence-postale-territoriale-2023-2025/41572> (閲覧日: 2024年10月10日)

<sup>46</sup> <https://particuliers.banque-france.fr/info-banque-assurance/epargne/les-livrets-depargne-bancaire> (閲覧日: 2024年10月10日)

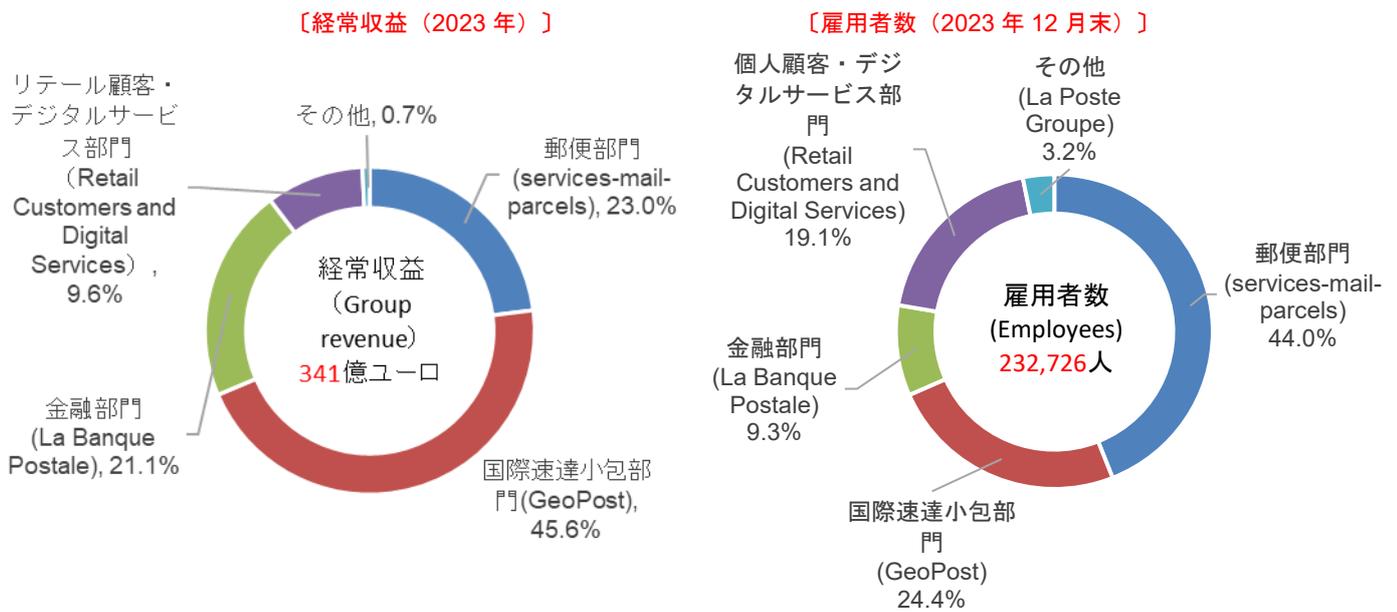
<sup>47</sup> <https://medias.amf.asso.fr/docs/DOCUMENTS/b59f77dacbb4402638cf825faeabb156.pdf> (閲覧日: 2024年10月10日)

取次郵便局は、ラ・ポストが商店主や事業者に対し、郵便サービスや金融サービス（ラ・バンク・ポスタルの振替口座、A通帳預金口座保有者による1週間につき150ユーロまでの払戻）をラ・ポストに代わり提供することを委託し、それに対し、固定費、手数料を支払うことについて、商工会議所、タバコ販売連合会等と協定を締結しているものである。地方の小都市では、提携先の商店主や事業者を選定し、大都市では、利用者のライフスタイルや新たなニーズに応えるため、Carrefour や Intermarche、Casino グループ、Auchan などの大手小売事業者と委託契約を締結している。

### (3) ラ・ポスト・グループの経営状況

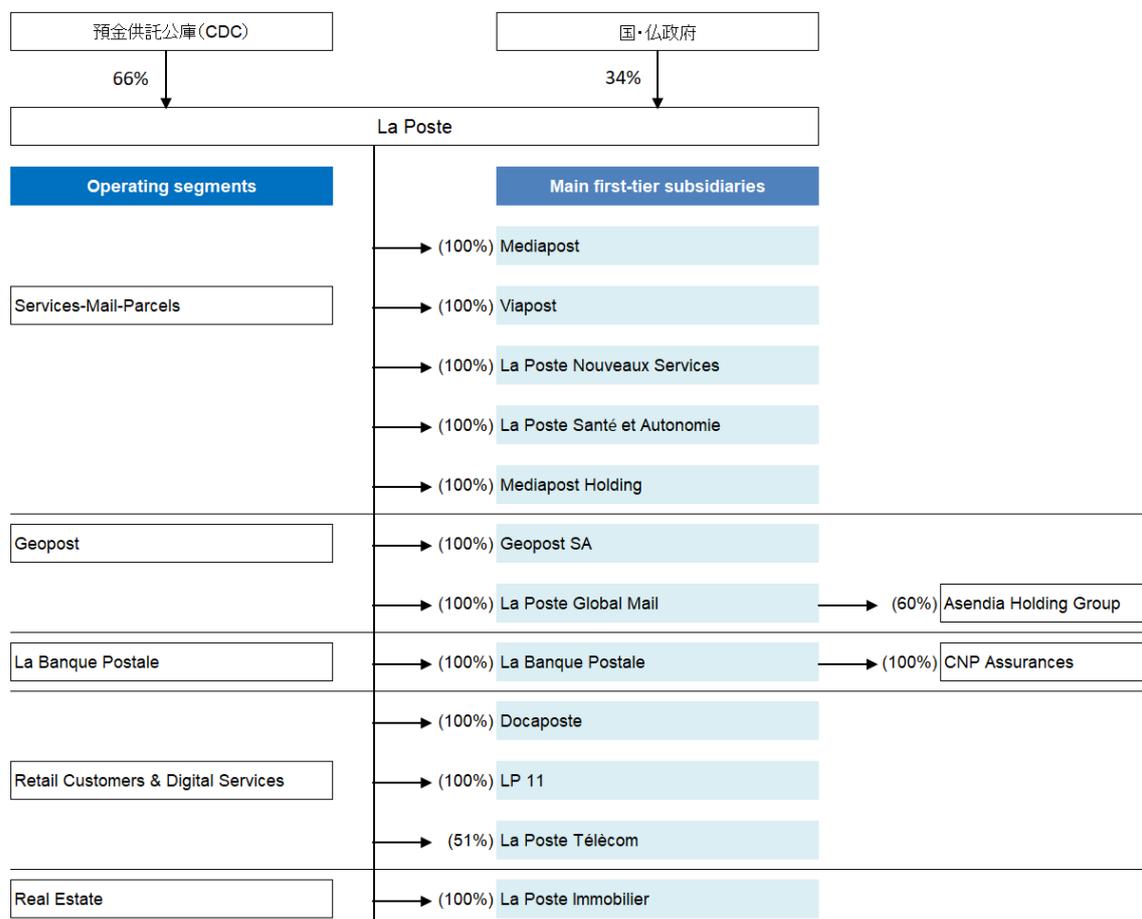
ラ・ポスト・グループの経営状況は下図の通りである。事業は、郵便部門（services-mail-parcels）、国際速達小包部門（GeoPost）、金融部門（La Banque Postale）、個人顧客・デジタルサービス部門（Retail Customers and Digital services）の4つに分かれている。収益面では、2023年12月期のグループ全体の売上高（341億ユーロ）のうち、国際速達小包部門が45.6%と最大のシェアを占めている。雇用面では、グループ全体の約23万人の雇用者のうち、郵便部門が44.0%を占めている。

図表9：ラ・ポスト・グループの経常収益および雇用者数内訳



(出所) Le Groupe La Poste, “2023 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.23, p.183

図表 10：ラ・ポスト・グループの組織構成（2023 年 12 月末時点）



(出所) Le Groupe La Poste, “2023 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.43 を基に作成

#### (4) 店舗・ATM 設置戦略

2014～2020 年の中期戦略「La Poste 2020 : Conquering the future」に基づき、ラ・ポスト・グループでは直営局を減らし、提携郵便局を増やしてきた<sup>48</sup>。2015 年には直営局は 9,254 局であったところ 2023 年には 6,761 局に減少したが、提携郵便局は 7,829 局から 10,217 局へと増加した。また同戦略中で掲げられたデジタル化の推進計画に基づき、デジタル化を通じた顧客接点改善の一環として、2019 年 7 月よりモバイル専門バンク「マ・フレンチ・バンク (Ma French Bank)」のサービスを開始した。

並行して銀行 ATM を始めとした、銀行・郵便窓口手続きの自動化／セルフ化のためのターミナルが積極的に導入されてきた。2021 年 2 月に策定された 2030 年に向けたラ・ポスト・グループの長期戦略「La Poste 2030 : Committed to you」は、郵便局のプレゼンス向上を店舗展開の他、デジタル化や人的ネットワークの拡

<sup>48</sup> Le Groupe La Poste, “2020 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.65

充によって図るとしており、2025年までに8億ユーロを投じて店舗網の近代化やデジタル化を進める計画である<sup>49</sup>。

2022年には441カ所の郵便局を近代化すると共に、新世代の郵便局9カ所を初めて開設した。新世代の郵便局は、ユニバーサル・サービスの提供を基本としつつ、各局の地域性や顧客の期待、従業員のニーズに応じたサービスをデジタル機器も活用しながら強化したオフィスで、2024年までに新たに80カ所を開設する予定である<sup>50</sup>。新オフィスでは、顧客は銀行アドバイザーとのビデオ会議等の約束や口座の確認、銀行口座証明（RIB）の編集等が端末でできるようになり、銀行アドバイザーの営業プロセスも電子化により簡素化される<sup>51</sup>。

## (5) DXの推進

2021年2月、ラ・ポストは2030年に向けた長期戦略として「La Poste 2030 : Committed to you」を発表した。今後10年に亘る変革について7つの戦略を掲げ、その第3の戦略として「デジタルトランスフォーメーションを加速し、デジタル・トラスト・サービスとデジタル包摂の推進を目指す」としている<sup>52</sup>。

ラ・バンク・ポスタルでは、ラ・ポストの新戦略に基づき「New Strategic Plan 2030」を2021年3月に発表し、顧客、市民、従業員のいずれからも選ばれる銀行となることを目標としている<sup>53</sup>。顧客向けには「リモートサービスの分野で2023年までに全仏で3位以内に入ること」、「すべてのサービスで2025年までに上位3行に入ること」、市民向けには「環境、社会、地域課題に加えて、デジタルトランスフォーメーションに貢献すること」を優先目標としている。そしてそれらの実現にむけて従業員をプロジェクトの中心に据え、年間30万日以上の研修を通じてサポートするとしている。目標達成のために、「La Banque Postale、Ma French Bank、BPEブランドによるリテールバンキングの強化」、「資産運用のLBF AMと保険のCNP Assurancesによる事業の多様化」、「イノベーションファンド設立によるスタートアップ支援」の3つの柱を掲げている。

2019年7月に開業したMa French Bankはモバイル専用のデジタルバンクブランドであり、若年層を主なターゲットとしている。2022年時点の顧客数は60万人（前年比41%増）におよび<sup>54</sup>、2025年に顧客数130万人を目指している<sup>55</sup>。2020年には12～17歳向けの「WeStart」口座サービスの提供を開始するなど、若年層向けのメニューを強化している<sup>56</sup>。2022年には、「Youth Pass」というデジタルプラットフォームによる18～29歳の口座保有者に向けた各種サービス提供が開始され、同年中に20万人近くの顧客を獲得している<sup>57</sup>。

<sup>49</sup> Le Groupe La Poste, "2022 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.69

<sup>50</sup> Le Groupe La Poste, "2022 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.73

<sup>51</sup> 2022年11月16日付 La Poste プレスリリース「La Poste déploie une nouvelle génération de bureaux de poste」

<sup>52</sup> Le Groupe La Poste, "2021 Universal Registration Document Annual Financial Report", pp.16-17

<sup>53</sup> La Banque Postale, "Plan stratégique 2030"ウェブサイト <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2021/plan-strategique-2030-la-banque-postale.html> (閲覧日: 2024年10月11日)

<sup>54</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.24

<sup>55</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021" P.13

<sup>56</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.57

<sup>57</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.36

#### 4. 預金業務概要

普通預金口座に加えて、非課税の通帳型の貯金口座として、A通帳預金（Livret A）がある。これはフランスの伝統的な通帳型の貯金口座であり、集められた預金はCDCに預託される。口座維持に係る手数料は徴求しておらず、EUの国家補助ルールに基づいた政府からの助成金（2023年は3.0億ユーロ<sup>58</sup>）とラ・バンク・ポスタルのコスト負担によって運営がなされている（クレジットカード、プライベートバンキング等の収益性のあるサービスを提供することでコストの一部を吸収しているものと考えられる）。2023年末時点でのA通帳預金の残高は667億ユーロであり、前年より4.8%増加した<sup>59</sup>。

ラ・バンク・ポスタルは全国に展開している店舗網という強みを有しているが、もともとラ・バンク・ポスタルとBPCE傘下の貯蓄銀行（Caisses d'Épargne）並びにクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）の3行だけが非課税口座の中でも預金限度額が最も大きいA通帳預金（クレディ・ミュチュエルではブルー通帳（Livret Bleu））を独占的に販売していた経緯もあり、3行は競合関係に立っている。

また、ラ・バンク・ポスタルは、住宅購入、建築、増設、改築目的に限定した積立貯蓄である住宅貯金（Plan Epargne Logement, PEL）と通帳式の住宅貯金（Compte Epargne Logement, CEL）という2種類の住宅貯蓄商品を提供しており、これらPELとCELは原則として同じ銀行に口座を開設することを条件に2種類を保有することが可能となっている。2017年末までに開設された口座の利子収入に対しては、所得税が非課税（社会保障特別税は課税）であったが、2018年1月1日以降の口座については、所得税、社会保障特別税ともに課税となっている。

なお、ラ・バンク・ポスタルが提供するA通帳貯金（Livret A）の最低預入額は1.5ユーロであり、他行の10ユーロと比して低く設定されている。これは、2008年経済現代化法により、ラ・バンク・ポスタルは、全ての人に対しA通帳預金口座の開設機会を提供するという金融サービス提供義務を課せられていることを反映したものである。

A通帳預金のほか、安定経済発展通帳預金（LDDS）、庶民通帳預金（LEP）の半額もCDCに預託される。2023年末時点の上記3預金の残高1,235億ユーロに対し、646億ユーロがCDCに預託されている<sup>60</sup>。

<sup>58</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.98

<sup>59</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.262

<sup>60</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023" P.262, P.469

図表 11：ラ・バンク・ポスタルが取り扱う預貯金口座一覧（2024年10月）

| 種類  | 預入限度額  | 金利    | 課税  | 参考  |
|---|--|-------|---|---|
| A 通帳預金<br>Livret A  | <ul style="list-style-type: none"> <li>22,950 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額 1.5 ユーロ（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul>                               | 3.0%  | 非課税<br>（社会保障特別税も非課税）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国民（子供も含む）が 1 口座のみ開設可能、但し引出は 16 歳から可能</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>最低引出金額 10 ユーロ（ラ・バンク・ポスタルのみ 1.5 ユーロ）</li> </ul>  |
| 安定経済発展<br>通帳預金<br>（LDDS）<br>Livret de<br>développement<br>durable | <ul style="list-style-type: none"> <li>12,000 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額<br/>残高 10 ユーロ未満は不可<br/>（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul>               | 3.0%  | 非課税<br>（社会保障特別税も非課税）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国民が 1 口座のみ開設可能。但し、1 世帯あたり最大 2 口座まで。未成年は所得があり親世帯から独立している場合は開設可能</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>法律上の最低預入金金額はないが、ほとんどの金融機関で 15 ユーロ</li> </ul>  |
| 庶民通帳預金<br>（LEP）<br>Livret d'épargne<br>populaire                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>10,000 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額<br/>初回 30 ユーロ<br/>残高 10 ユーロ未満は不可<br/>（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul> | 4.0%  | 非課税<br>（社会保障特別税も非課税）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>フランスでの納税者が 1 世帯 2 口座まで開設可能</li> <li>所得制限があり、2024 年口座開設については、独身の場合年収 22,419 ユーロ、配偶者がある場合一世帯で 34,393 ユーロ、子供一人当たり 5,987 ユーロ追加（いずれも 2022 または 2023 年の収入）</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>最低預入金額はほとんどの金融機関で 30 ユーロ</li> </ul>   |
| 青少年通帳預金<br>（LJS）<br>Livret jeune                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1,600 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額<br/>初回 10 ユーロ、以後 10 ユーロ</li> </ul>                              | 3.0%  | 非課税<br>（社会保障特別税も非課税）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>12～25 歳の国内居住者が 1 人 1 口座を無料で開設可能</li> <li>金利は 3.00% を下限として各行で決定</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> </ul>  |
| 通帳式住宅預金<br>（CEL）<br>Compte épargne<br>logement                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>15,300 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額<br/>初回 300 ユーロ<br/>以後 75 ユーロ</li> </ul>                        | 2.0%  | 課税<br>所得税<br>12.8%<br>社会保障特別税<br>17.2%<br>※2018 年以前の開設<br>口座については所得税<br>免除    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば PEL も開設可能</li> <li>CEL 積立開始より 18 ヶ月後から 23,000 ユーロを限度として政府補助金付住宅融資が可能、期間は 2～15 年</li> <li>2020 年 1 月 1 日以降に開設された CEL は利息に対して 30% の源泉課税がなされる（所得税分が 12.8%、社会保障特別税分が 17.2%）</li> <li>それ以前に開設された CEL の利息は社会保障特別税のみ対象となる</li> <li>2018 年 1 月 1 日以降開設の口座には、政府補助金付住宅ローン金利のプレミアムなし</li> </ul> |
| 積立式住宅預金<br>（PEL）<br>Plan épargne<br>logement                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>61,200 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額<br/>初回 225 ユーロ<br/>年間最低預入額 540 ユーロ</li> </ul>                  | 2.25% | 課税<br>所得税<br>12.8%<br>社会保障特別税<br>17.2%<br>※2018 年以前の開設<br>口座については上記両<br>税とも免除 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば CEL も開設可能</li> <li>CEL と PEL を併用した場合、最大ローン金額は 92,000 ユーロ。ローン期間は 2～15 年</li> <li>最低預入期間は 4 年、最大預入期間は 10 年。</li> </ul>   |

（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト、ラ・バンク・ポスタルウェブサイトを基に作成<sup>61</sup>

## 5. 口座維持手数料等の導入状況

ラ・バンク・ポスタルの個人向け普通預金口座の口座維持手数料は、月額 1.70 ユーロ（年額 20.40 ユーロ）である<sup>62</sup>。前述の非課税預貯金口座については、口座維持手数料は無料である。

<sup>61</sup> フランス政府行政サービスウェブサイト <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20376>、バンク・ポスタルウェブサイト <https://www.labanquepostale.fr/>（閲覧日：2024年10月11日）

<sup>62</sup> La Banque Postale, "Tarifs au 1er Janvier 2024", p.3

## 6. リスク性金融商品概要

個人向け資産運用商品として、資産運用子会社（LBP AM）が投資信託の組成・管理と販売、プライベート・エクイティ投資を行っている。ラ・バンク・ポスタルは、2021年11月には社会的責任投資（SRI）へのコミットメントを強化し、一任型資産運用ビジネスにおけるSRIユニバースの達成に向けて取り組むとしている<sup>63</sup>。LBP AMは、国の認証制度に基づく「SRIラベル」ファンドを2023年末時点で387億ユーロ運用しており<sup>64</sup>、国内でも主導的なSRIアセットマネージャーとなっている。また同社は、2030年までに総資産の80%を、2040年までに同100%をパリ協定の低炭素化目標に合致した内容にすると表明している<sup>65</sup>。

## 7. 貸付業務概要

2007年から住宅ローン、2009年から消費者ローンの取扱いを開始し、固定金利、変動金利、返済回数や月々の返済額を変更できる商品、住宅買替の繋ぎローンやリフォームローンなどを提供している。2022年2月には、低所得世帯向けにエネルギー移行に伴うリノベーションを目的とした新規ローンを開始した。2023年末の貸出残高は、住宅ローン688億ユーロ、消費者ローン57億ユーロに達している<sup>66</sup>。住宅ローンについては独自の審査・営業推進ノウハウを有するが、消費者ローンについては独自のノウハウを持たず、ソシエテ・ジェネラルと提携して商品の提供を開始した（現在はソシエテ・ジェネラル持分をラ・バンク・ポスタルが承継）。その他、郵便振替、郵便小切手、デビットカード、クレジットカード、非接触VISAカード、オンラインの（家賃）支払いシステム「Scellius Net」などを提供している。

2011年から企業向け、2012年6月からは自治体向けローンの取扱いも開始している。法人・投資銀行部門の2023年末時点の貸出残高は438億ユーロ、うち自治体向けが188億ユーロ、中小企業向けが123億ユーロであった<sup>67</sup>。自治体向けローンについては、CDCと連携して開発した融資スキームとなっている。さらに、法人向けに、インターネットバンキング口座や（VISA）法人カード、ウェブベースの取引システムを提供している。

なお、ラ・バンク・ポスタルは、2021年に、世界で初めて2030年までに石油・ガス部門への融資から撤退することを発表した銀行で<sup>68</sup>、2022年には既に同部門向けの融資残高がほぼゼロとなっている<sup>69</sup>。

## 8. 金融包摂への取り組み

ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポスト（La Poste）の100%子会社であり、フランス全土で17,649カ所に展開している郵便局が拠点となっているのが強みである

<sup>63</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021" P.90

<sup>64</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p136

<sup>65</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p265

<sup>66</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.157

<sup>67</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.264

<sup>68</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021", p.430

<sup>69</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.541

(2023年12月末)<sup>70</sup>。フランスの人口の97.0%は自宅から5km以内または車で20分以内に郵便局が存在する<sup>71</sup>。

ラ・バンク・ポスタルには金融サービスの提供義務の一環として、金融サービスへのアクセス確保が法律上求められている<sup>72</sup>。このため、非課税の通帳型の貯金口座として、手数料なしでA通帳預金を開設でき、このサービスの提供に関する補助金が政府より支給されている。2023年12月末時点で、ラ・バンク・ポスタルのA通帳口座(687億ユーロ)の約5割の預金残高は150ユーロ未満<sup>73</sup>と少額ながら、最も利用されている貯蓄口座のひとつであるため、管理コスト負担が大きくなっている。

その他、法令及び業界団体の行動指針に基づく金融包摂への取り組みとして、金銭的な困難に直面している顧客を支援するプラットフォーム「L'Appui」を通じて、マイクロ・ローンや助言サービスを提供している。2013年のサービス開始以来、年間3万人以上の顧客が助言サービスの提供を受けている<sup>74</sup>。

## 9. 送金・決済業務概要

ラ・バンク・ポスタルでは、デビットカード、クレジットカード、小切手の決済サービス、他行との口座間送金を提供しており、2022年初からオンラインの即時送金を無料化している<sup>75</sup>。公共料金、購読料等の支払いでは、自動口座引き落とし(SEPA Transfer<sup>76</sup>)を提供している。その他、非接触型モバイル決済(Apple Pay、Samsung Pay)、モバイルアプリPaylibを利用した個人間送金サービスも提供している。

その他、ウェスタン・ユニオン社(Western Union)との提携で国際送金サービスを提供している。

## 10. インターネットバンキング

ラ・バンク・ポスタルは、2019年7月よりモバイル専門バンクである「マ・フレンチ・バンク(Ma French Bank)」のサービスを開始した。

18~35歳の若い世代を主なターゲットに設定し、1か月あたり2.9ユーロの手料を支払えば、個人間決済や複数口座を一括で管理する口座アグリゲーター、国際ブランドVisaが提供する非接触決済サービス、Ma Tirelireと呼ばれる自動貯蓄機能、提携先のフィンテック企業が開発するサービスなどを含む、最新の銀行サービスを利用することができる<sup>77</sup>。新サービスは自前の情報処理システムにより運営され、10分程度で口座開設が可能とされる。口座開設に所得制限はなく、オンラインに加えてマ・フレンチ・バンクを取り扱う全国7,000カ所<sup>78</sup>の郵便局でも開設が

<sup>70</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.82

<sup>71</sup> Le Groupe La Poste, "2023 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.202

<sup>72</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.23

<sup>73</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.137

<sup>74</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.137

<sup>75</sup> ラ・バンク・ポスタル ウェブサイト <https://www.labanquepostale.fr/particulier/comptes-et-cartes/moyens-depaiement/virement-sepa.html> (閲覧日: 2024年10月15日)

<sup>76</sup> SEPAはSingle Euro Payment Area(単一ユーロ決済圏)の略称で、欧州連合のユーロ決済統合イニシアチブ。

<sup>77</sup> マ・フレンチ・バンク ウェブサイト <https://www.mafrenchbank.fr/content/dam/mafrenchbank/pdf/plaquette-tarifaire.pdf> (閲覧日: 2024年10月15日)

<sup>78</sup> マ・フレンチ・バンク ウェブサイト <https://www.mafrenchbank.fr/content/dam/mafrenchbank/pdf/plaquette-tarifaire.pdf>

可能となっている。開設後はアプリをダウンロードし、クレジットカードもしくは銀行振込で最低 50 ユーロの最初の入金を行えば使用可能になる。なお、オンラインのカスタマーサービスは、月曜日から金曜日までの朝 8 時から夜 22 時と土曜日の 9 時～18 時に対応している<sup>79</sup>。

マ・フレンチ・バンクは、リアルタイム決済にも対応し、低コストを実現している。また、同バンクは 2018 年 1 月にラ・バンク・ポスタルとは別に ECB より銀行免許を取得しており、将来的には生命保険や住宅ローンなども提供する計画である。2025 年までに顧客数 130 万人の達成を目標としている<sup>80</sup>。2021 年には保険会社 Lovys と提携し、スマートフォン保険（破損・故障・盗難等に対応）と住宅保険の提供を開始した<sup>81</sup>。

2023 年 12 月 18 日に子会社であったマ・フレンチ・バンクの売却計画を公表し、マ・フレンチ・バンクの株式持分は全額減損（1 億 9,400 万ユーロ）された<sup>82</sup>。

## 11. 国際業務概要

CNP 統合等により、欧州（キプロス、ギリシャ、スペイン、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ）および南米（アルゼンチン、ブラジル）に収益基盤を獲得した。2022 年の Net Banking Income（72.6 億ユーロ）に占めるフランス以外の割合は 18%だが、2025 年には 20%を目指すとしている<sup>83</sup>。

## 12. 付随業務概要

保険業務については、2020 年に統合した保険会社 CNP 他の保険子会社を通じて商品を販売している。CNP はもともと国営生保であり、フランス国内の生保市場で有数の（2022 年のシェア 10.4%で国内第 2 位）<sup>84</sup>生保会社である。住宅ローン、傷害保険、ファミリー向けの損保、年金など、幅広い商品を取り扱っているが、自主的に商品開発も行っている。2023 年には CNP Assurances Holding を設立し大手公的バンカシュアランスグループになるという戦略を前進させた<sup>85</sup>。

また、2008 年から損害保険の販売も可能となり、2009 年に Groupama グループと共同で La Banque Postale Assurances IARD を設立した。ラ・バンク・ポスタルは 2020 年 4 月 7 日、Groupama グループの La Banque Postale Assurances IARD 持分を買収し、同社の完全子会社化を完了したと発表した<sup>86</sup>。

資産運用サービスについては、ラ・バンク・ポスタル子会社で 2022 年に創設された Louvre Banque Privée（旧 BPE）がプライベートバンキング業務を、同じく子会社の LBP AM 及び Tocqueville Finance が投資信託の組成・管理と販売、プライベート・エクイティ投資等の資産運用業務を行っている。2023 年 7 月に LBP

<sup>79</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.24

<sup>80</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021", p.13

<sup>81</sup> 2021 年 4 月 6 日付 Ma French Bank, Lovys プレスリリース（Ma French Bank s'associe à l'assurtech Lovys - La ...のキーワードで文書ページ到達可）（閲覧日：2023 年 8 月 9 日）

<sup>82</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.466

<sup>83</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.281

<sup>84</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.30

<sup>85</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.2

<sup>86</sup> 2020 年 4 月 7 日付 Le Groupe Groupama, La Banque Postale プレスリリース

<https://presse.groupama.com/actualites/la-banque-postale-et-le-groupe-groupama-annoncent-la-realisation-de-loperation-portant-sur-la-banque-postale-assurances-iard-ob83-55f34.html>（閲覧日：2024 年 10 月 15 日）

AM は、La Financière de l' Échiquier (LFDE) の買収を完了し、LBP AM、Tocqueville Finance、LFDE という認知度の高い3ブランドでの新たなグループをスタートさせた<sup>87</sup>。

また、LBP AM はラ・バンク・ポスタルおよびCNP Assurances と共同で10億ユーロのインパクトインフラデットファンドを立ち上げ、エネルギー転換への取り組みを強化した<sup>88</sup>。

### 13. 資金運用

投資信託、証券、債券、銀行間預金、手形等の割引、中小・中堅企業向けストラクチャードファイナンス、ファイナンス・リース、住宅ローン、個人向け有担保融資、保険・再保険で資金運用している<sup>89</sup>。

ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポスト・グループの経営方針に基づいて、持続可能な金融サービスを提供している<sup>90</sup>。グリーン・ボンドを通じた資金調達により、地球環境変動に係るプロジェクト（持続可能なモビリティ、再生可能エネルギー等）に対する融資を行っている他、商品・サービス設計において環境・社会・ガバナンス（ESG）基準を取り込んでいる。また、グリーンで責任ある金融に関する国際協定等にも積極的に署名している。

### 14. 窓口取扱時間

郵便局の営業時間は店舗によって異なる<sup>91</sup>。パリ中央郵便局は24時間営業。

### 15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携含む）

資産運用業務ではBPCEグループと連携している。2022年5月、子会社のLBPAM が保有していたOstrum AM の株式45%をBPCEグループ傘下のNatixis Investment Managers (Natixis IM) に売却し、同時にLBPAM とNatixis IM の間の産業資産運用パートナーシップを2030年まで延長した<sup>92</sup>。Ostrum AM は、2020年10月にBPCEグループからラ・バンク・ポスタルに譲渡された企業である。

また、ラ・バンク・ポスタルは、社会的連携経済の担い手として、非営利団体の10分の1を顧客とし、同行アドバイザーが4,000の主要な非営利団体に対し、慈善事業や人道的目的を達成するために、資金調達の支援を提供している<sup>93</sup>。2021年には政府等の補助金支給前に、非営利団体に資金を提供する前払いサービスを開

<sup>87</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.39

<sup>88</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.40

<sup>89</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.264

<sup>90</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021", pp.416-420

<sup>91</sup> ラ・ポストのホームページ (<https://localiser.laposte.fr/>) 上で都市名を入力すると各店舗の営業時間を検索できる。

<sup>92</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.29

<sup>93</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.81

始した。主要慈善団体には、Secours populaire<sup>94</sup>、Secours catholique<sup>95</sup>、Emmaüs<sup>96</sup>、Restos du cœur<sup>97</sup>、AFM<sup>98</sup>、フランス赤十字などが含まれる。

## 16. 財務諸表

海外業務や投資銀行業務を行っていなかったため、2009年の金融危機やその後のユーロ危機においても大きな打撃を受けることなく健全な運営を維持してきた。なお、ラ・バンク・ポスタルは、通常の銀行と同じ検査を受けている。

ビジネスライン別でみると、2023年の業務粗利益（Net banking income）に占める比率は、国内バンカシュアランス業務（Bancassurance France）が68%、海外バンカシュアランス（International Bancassurance）が16%、法人・投資銀行業務（Corporate and Investment Banking）が11%、資産運用業務（Wealth Management and Asset Management）が5%となっている<sup>99</sup>。

財務状況は総じて安定的と見られる。2023年末の不良債権比率は0.9%で<sup>100</sup>、総資産、預金残高でラ・バンク・ポスタルを上回る上位5行の不良債権比率を下回っている。預貸比率は88.4%、普通株式等Tier1資本（CET1）比率は18.1%となっている（いずれも2023年末）<sup>101</sup>。

図表 12: ラ・バンク・ポスタルの連結損益計算書

### 【損益計算書】

| (€ million)               | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| Net banking income        | 5,687 | 5,570 | 5,647 | 7,724 | 8,020 | 6,217 | 7,255 |
| Operating income          | 876   | 772   | 777   | 1,339 | 1,537 | 1,157 | 2,105 |
| Profit (Loss) before TAX  | 1,138 | 1,039 | 1,059 | 5,107 | 1,636 | 1,206 | 2,047 |
| Income tax                | -340  | -274  | -273  | -419  | -514  | -218  | -781  |
| NET income                | 798   | 766   | 786   | 4,688 | 1,123 | 988   | 1,265 |
| Non-controlling interests | -34   | -40   | -5    | -533  | -486  | -258  | -270  |
| NET INCOME, Group share   | 764   | 726   | 780   | 4,155 | 636   | 731   | 995   |

(注) 2022年はIFRS 17の適用により修正された数値である。

(出所) La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p. 259

La Banque Postale, "Registration document and annual financial report" 2017~2022 各年版より作成

<sup>94</sup> フランス人民救済。非営利団体として、貧困・差別からの救済活動を行う。

<sup>95</sup> 貧困層を支援するためのキリスト教系の組織。

<sup>96</sup> エマウス運動。貧困と排除からの救済に向けた活動を行う。

<sup>97</sup> 愛のレストラン。慈善団体としてホームレス、低所得層に対して食事の提供等を行う。

<sup>98</sup> フランス・ミオパチー協会。筋疾患の遺伝子研究、治療法、社会的支援を通じて患者のQOL改善活動を行う。

<sup>99</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", pp.27-38

<sup>100</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.137

<sup>101</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.260

### 第3章 民間リテール金融機関の概要

フランスにおけるリテール金融機関としては、ラ・バンク・ポスタル（La Banque Postale）と相互・協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives）が挙げられる。このうち、フランスにおける相互・協同組合銀行としては、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの主要3グループにより構成されている。

第1章で述べたとおり、フランスの大手行は大きく6つのグループに分かれるが、このうち4つの金融機関がリテール金融機関となる。その点ではリテール金融機関のプレゼンスが他国と比較して大きい点が、フランスの特徴と言える。

ここでは、リテール向けに特化した金融機関である相互・協同組合銀行のうち、総資産規模で上位のクレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループを取り上げる。

相互・協同組合銀行（banques mutualistes）は、もともと個人や中小企業などが出資者として地域毎に営業していたが、相次ぐ合併と株式会社化で規模が大きくなっており、英国の信用組合やドイツの信用協同組合とは異なり、零細な組織とは言い難い存在となっている。

例えば、主要協同組合銀行の最大手であるクレディ・アグリコル・グループは、本来は組合員である農業従事者に特化した公的性格の強い信用機関であったが、2000年代初の株式会社化や上場、M&Aを通じて民間のグローバル金融コングロマリットへの変貌を遂げてきた<sup>102</sup>。BPCE グループは、グループ内に分野別に金融商品子会社を有しており、ドイツの貯蓄銀行金融グループに構造が似ている。ただ、各地域金融機関が出資して持株会社を設立し、こうした金融商品子会社を傘下に収めている点で異なっている。

相互・協同組合銀行の最大のライバルは、最も拠点数が多いリテール金融機関であるラ・バンク・ポスタルであると言える。ラ・バンク・ポスタルは、最近になって法人分野に進出しているのに対し、相互・協同組合銀行では伝統的に中小企業オーナーが組合員として支えており、中小企業ローンや中小企業オーナー向けのプライベートバンキングではラ・バンク・ポスタルよりも強みを有しているとみられる。また、提供している金融商品も多様で、大手銀行と比較してもほとんど遜色がない。

<sup>102</sup> 神山哲也（2014）、「フランスに見る協同組合金融機関改革—クレディ・アグリコルの事例—」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2014年秋号 <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014auto9.pdf>

## 1. クレディ・アグリコル・グループ

クレディ・アグリコル・グループ (Crédit Agricole Group) は、ヨーロッパの最大のリテール・バンクの一つとなっている。グループの構成は、地域銀行 (Local Banks)、地方銀行 (Regional Banks)、Sacam Mutualisation (地方銀行が 100% 出資している組織)、クレディ・アグリコル全国連盟 (Fédération Nationale du Crédit Agricole、FNCA)、グループ統括会社でフランス国内および海外に事業展開をしているクレディ・アグリコル S.A. (Credit Agricole S.A.、CASA) から成っている<sup>103</sup>。

グループの事業規模は、2023 年 12 月末時点で地域銀行及び地方銀行に 15.4 万人の職員、グループ全体でリテール顧客数は 5,400 万人に及んでいる。出資者 (mutual shareholders) は全国に 1,180 万人であり、これらの出資者によって全国に 2,395 行の地域銀行 (Local Banks) が設立されている。地域銀行は 39 行の地方銀行 (Regional Banks) を形成し、これらの地方銀行が株式の 59.7% を出資してグループ統括会社であるクレディ・アグリコル S.A. (Credit Agricole S.A.) を運営している<sup>104</sup>。2022 年に中期経営戦略「Ambitions 2025」を公表し、資産運用、大口顧客向けサービス、個人向け金融サービス、再生可能エネルギー関連のファイナンス等の分野で欧州トップまたは上位となる目標を掲げている。

グループの事業分野は、リテール・バンキング部門 (retail banking)、保険・資産運用部門 (asset gathering)、専門金融サービス部門 (specialised financial services)、ラージ・クライアント・グループ、(large customers) の 4 部門のもとに、各会社を配置している。リテール・バンキング部門では、フランス国内では地域銀行および Le Crédit Lyonnais (LCL) (支店数 6,750、顧客数 610 万人)、国際リテール・バンキング (international retail banking) では、イタリア、ポーランド、ウクライナ、エジプトに展開している。国際リテール・バンキングの顧客数は、イタリアで 280 万人超と最も多く、全体では約 510 万となっている (2023 年 12 月末)<sup>105</sup>。クレディ・アグリコルは、2017 年にイタリアの貯蓄銀行 3 行を買収しており、フランスに次ぐ第 2 の市場としてイタリアの金融セクターへの投資を拡大している<sup>106</sup>。

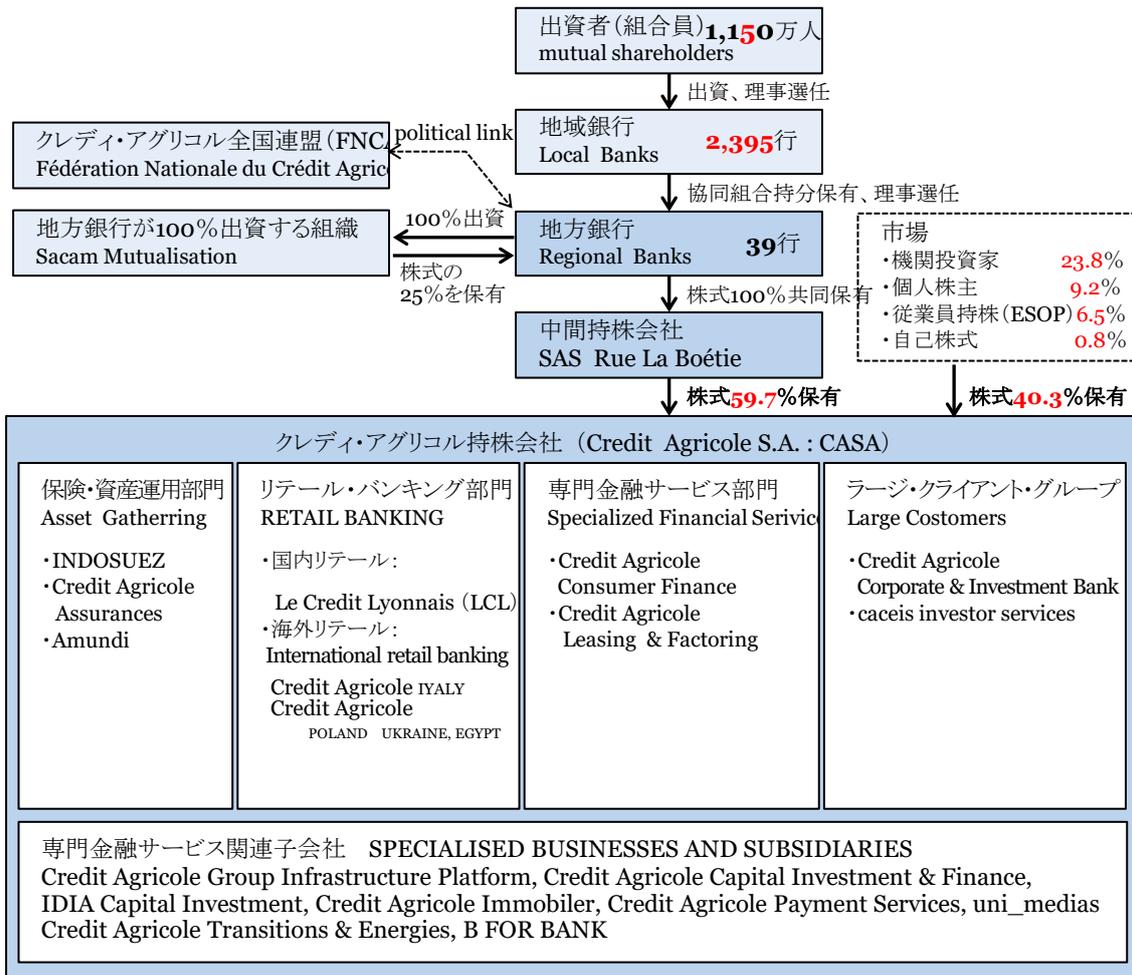
<sup>103</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.5

<sup>104</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.5, p.12

<sup>105</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.14

<sup>106</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2021”, P.14, 19

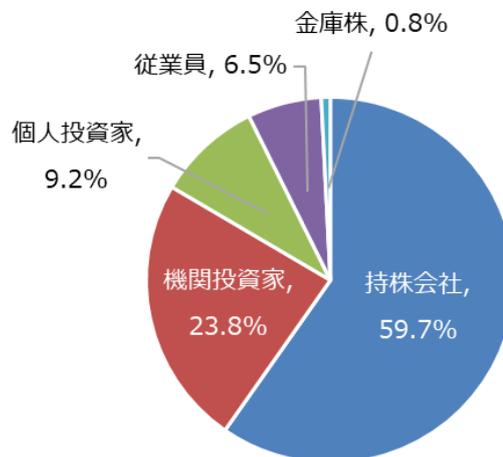
図表 13： クレディ・アグリコル・グループの構成（2023年12月末）



(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.5

神山哲也、「フランスにみる協同組合金融機関改革—クレディ・アグリコルの事例—」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーター』2014年秋号を基に作成

図表 14： クレディ・アグリコル S.A. の株主構成（2023年12月末）

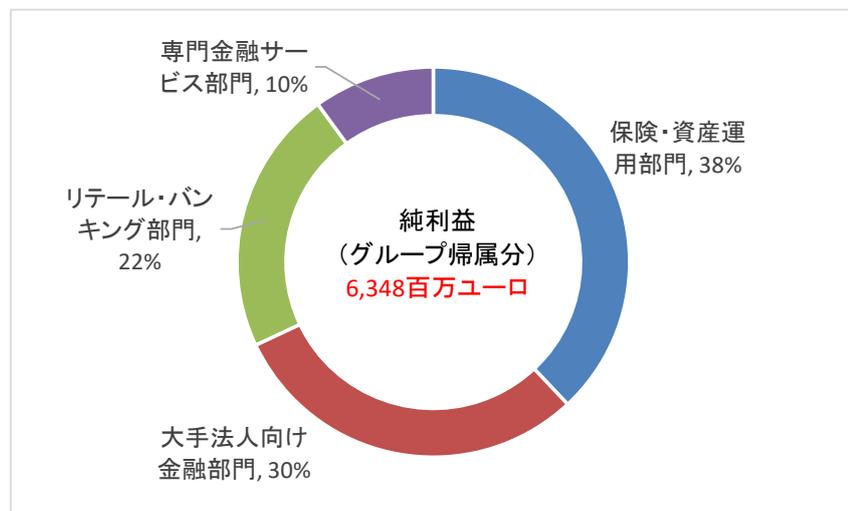


(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.5

クレディ・アグリコル S.A.の株主構成をみると、地方銀行が、中間持ち株会社である SAS Rue La Boétie を通じて、クレディ・アグリコル S.A.の株式の 59.7%を保有する筆頭株主となっている。持株会社以外の 40.3%の内訳は、機関投資家 23.8%、個人投資家 9.2%、従業員 6.5%、金庫株 0.8%となっている（2023 年 12 月末）<sup>107</sup>。

クレディ・アグリコル S.A.の純利益（グループ帰属分）は、2023 年 12 月末で 63 億ユーロである<sup>108</sup>。事業分野別では、保険・資産運用部門が構成比 38%と最も大きい。この背景には、バンカシュアランス（銀行による保険販売）に強みを持つほか、運用資産残高が欧州最大の資産運用会社アムンディ（Amundi）を傘下に抱えている点がある。

図表 15：クレディ・アグリコル S.A.の収益構成（2023 年 12 月末）



(注) コーポレートセンターを除く。

(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.9

#### (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

2023 年末のクレディ・アグリコルの総資産は 2 兆 1,894 億ユーロ、融資残高は 6,625 億ユーロ、預金残高は 1 兆 695 億ユーロであった。顧客数は、フランス国内で約 610 万人、海外では 510 万人であった<sup>109</sup>。

図表 16：総資産、預金残高、融資残高（十億ユーロ）（各年 12 月末）

|      | 2022年   | 2023年   | 前年比   |
|------|---------|---------|-------|
| 総資産  | 2,168.0 | 2,189.4 | 1.0%  |
| 融資残高 | 622.7   | 662.5   | 6.4%  |
| 顧客預金 | 1,099.9 | 1,069.5 | -2.8% |

(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p9

<sup>107</sup> Credit Agricole S.A. “ANNUAL FINANCIAL REPORT UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT 2023”, P.6

<sup>108</sup> Credit Agricole S.A. “ANNUAL FINANCIAL REPORT UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT 2023” P.10

<sup>109</sup> Credit Agricole S.A. “ANNUAL FINANCIAL REPORT UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT 2023”, P9

## (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状

クレディ・アグリコルでは、当座預金サービス 5 種類を提供し、その口座維持手数料は ATM 使用等のサービス内容や付帯するクレジットカード機能に応じて月額 2 ユーロから 29 ユーロで設定されている<sup>110</sup>。貯蓄口座については、傘下の **Crédit Agricole d'Ile-de-France** では、全ての非課税預貯金口座（A 通帳預金、安定経済発展通帳預金（LDDS）、庶民通帳預金（LEP））に加えて自社の貯蓄口座 2 種類を提供しており、利子、条件は下表の通りである。なお、貯蓄口座の口座維持手数料は無料である。

図表 17：クレディ・アグリコルにおける貯蓄口座商品概要

|                          | 預入可能額      | 条件                                     | 金利       |
|--------------------------|------------|--|----------|
| Compte sur Livret        | 無制限        | ・全ての自然人。<br>・最低預入金額 10 ユーロ。            | 0.5% (注) |
| Livret Engagé Sociétaire | 50,000 ユーロ | ・Crédit Agricole 出資者である<br>自然人及び非営利法人。 | 2.3% (注) |

(注) 随時変動の可能性あり。

(出所)Crédit Agricole d'Ile-de-France ウェブサイト(<https://www.credit-agricole.fr/ca-paris/particulier/epargne/livret-epargne-logement/compte-sur-livret.html>) (閲覧日：2024 年 10 月 18 日)

## (3) 提供商品

普通預金口座の他、A 通帳預金、LDDS、LEP 等の全ての非課税貯蓄商品を提供している他、クレディ・アグリコル出資者向けに出資者口座（Livret Engagé Sociétaire）を設定している。その他、不動産融資、消費者ローン、各種保険（自動車、住宅、医療、生命等）、投資信託販売、証券取引サービス、資産管理サービス等を提供している<sup>111</sup>。

## (4) 子会社、関連会社への出資状況

2023 年 12 月末時点で、国内外、直接間接出資合わせて 355 の事業子会社を有している<sup>112</sup>。フランス以外にも欧州をはじめとする 46 か国に子会社を有するか、拠点を展開している。子会社である **Crédit Agricole Assurances**（保険）、**Crédit Agricole Capital Investissement & Finance**（資産管理）、**Amundi**（資産管理）、**Crédit Agricole Immobilier**（不動産）、**Indosuez Wealth Management**（ウェルスマネジメント）、**Crédit Agricole Corporate and Investment Bank**（CACIB 企業および投資銀行、機関投資家向け金融サービス）、**Crédit Agricole Consumer Finance**（消費者ローン）、**Crédit Agricole Payment Services**（決済）、**Uni-médias**（メディア）等を通じて、専門サービスを顧客に提供している<sup>113</sup>。

<sup>110</sup> クレディ・アグリコルウェブサイト <https://www.credit-agricole.fr/ca-paris/particulier/compte/service-bancaire.html> (閲覧日：2024 年 10 月 18 日)

<sup>111</sup> クレディ・アグリコルウェブサイト (閲覧日：2024 年 10 月 18 日)

<sup>112</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, pp.759-772

<sup>113</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.14-15

## (5) ESG 投資

パリ協定における温室効果ガス排出量削減目標に従って、グループ全体の資金調達および投資ポートフォリオの調整を推進するとしている<sup>114</sup>。2023年12月末までに、CACIBによるグリーン/ソーシャル/サステナブル・ボンド発行額313億ユーロ、グリーン・ファイナンス170億ユーロ等の実績を有し<sup>115</sup>、ブルームバーグにおいてユーロ建て債券の世界第2位のブックランナーであると評された<sup>116</sup>。また、子会社のアムンディ（Amundi）を通じて実施したオープンエンド型アクティブ運用ファンドの100%にESG基準を導入した<sup>117</sup>。同じく子会社のCrédit Agricole Assurancesもグリーン資産への投資を継続しており、2023年12月末時点でグリーン/ソーシャル/サステナブル・ボンドを160億円保有している<sup>118</sup>。

## (6) TCFD 提言への対応

クレディ・アグリコルは、2017年12月、TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosure）提言に賛同した<sup>119</sup>。統合報告書中にTCFDの項を設け、組織による気候関連リスク監視体制、短期・中期・長期的にビジネスに影響を与えると思われる気候関連リスクの特定、それらのリスクの管理体制、リスク評価のための指標と目標といった、TCFDの開示推奨項目を網羅している。目標としては、ファイナンス業務においても投資業務においても2050年までのカーボンニュートラルを目指しており、2022年には、2030年までにスコープ1及び2並びに出張による温室効果ガス排出量を2019年比50%削減との数値目標を掲げている<sup>120</sup>。

## 2. BPCE グループ

2009年に庶民銀行（Banques Populaires<sup>121</sup>）と貯蓄銀行（Caisses d'Épargne）の統合により誕生したBPCEは、それぞれの銀行・支店をそのまま残し、競合関係を維持したままBPCEグループとして統合した形になっている。BPCEグループ全体の総資産は1兆5,441億ユーロであり<sup>122</sup>、フランス第3位の銀行グループである（2023年12月末）<sup>123</sup>。庶民銀行と貯蓄銀行がそれぞれ折半して設立したBPCE中央機関（BPCE Central Institution）がグループ全体の戦略、規制、調整の業務を行っている。

なお、BPCEグループの中心を構成する両行を見ると、銀行数は庶民銀行が14行（Crédit Coopératif等を含む）、貯蓄銀行は15行を傘下に擁する。従業員数はそれぞれ29,840人、33,053人である。顧客数は庶民銀行の970万人に対して、貯蓄銀行が1,687万人とより大きい。預金残高は庶民銀行3,810ユーロ、貯蓄銀行5,204億ユーロである。また、出資者（cooperative shareholders）は、それぞれ520人、440万人となっている（2023年12月末）<sup>124</sup>。

<sup>114</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.129

<sup>115</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.41

<sup>116</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.65

<sup>117</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.13

<sup>118</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.118

<sup>119</sup> TCFD ウェブサイト <https://www.fsb-tcf.org/supporters/>

<sup>120</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.129

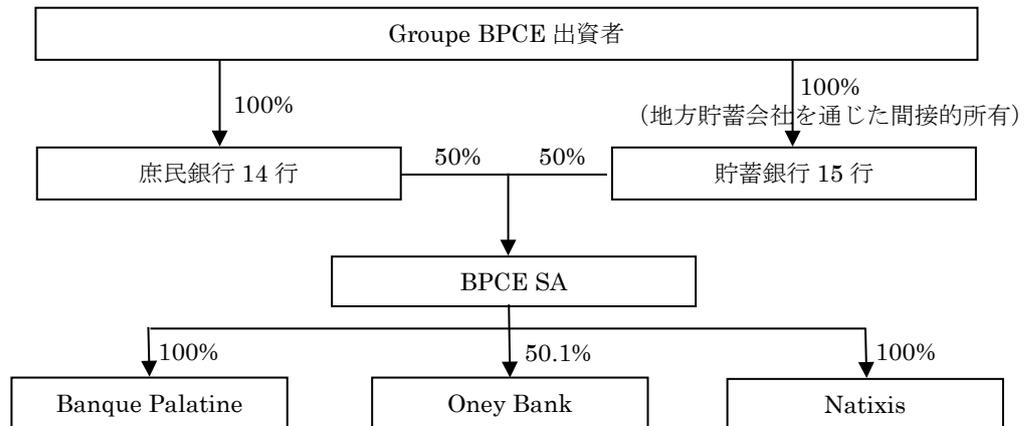
<sup>121</sup> 2002年に協同信用金庫（Crédit Coopératives）を吸収合併した。

<sup>122</sup> Groupe BPCE “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.782

<sup>123</sup> 図表2参照。

<sup>124</sup> Groupe BPCE “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.26, 30

図表 18：BPCE グループの体制（2023 年 12 月末）



(注)庶民銀行、貯蓄銀行併せて 960 万人の出資者がいる。ナティクシス(Natixis)は投資銀行と国際業務を担う。  
 (出所)Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.20;  
 同, “Investor Presentation”, May 2023, P.6、Banque Palatine ウェブサイト<sup>125</sup>を基に作成

BPCE グループは、リテール・バンキング・保険業務（Retail Banking, Insurance）、資産運用業務（Asset & Wealth Management）、法人・投資銀行業務（Corporate & Investment Banking）を展開している<sup>126</sup>。その中でも庶民銀行・貯蓄銀行が独自でできない業務については、BPCE 中央機関の下に設立した子会社が担当する。また、ホールセール・バンキングや投資業務、ファクタリング等についてはナティクシス（Natixis）、法人・富裕層向けバンキング等についてはバンク・パラティン（Banque Palatine 元サンパウロ銀行、2003 年に買収）等が行っている。

2023 年の BPCE グループ全体の税引前利益は 41 億 8,200 万ユーロである。セクター別にみると、最も利益が大きいのはリテール・バンキング・保険業務で、35 億 2,500 万ユーロ、前年比では 26.8%減となっている（2023 年 12 月末）。資産運用業務は 6 億 5,000 万ユーロ（前年比 11.7%減）、法人投資銀行業務は 12 億 500 万ユーロであった<sup>127</sup>。

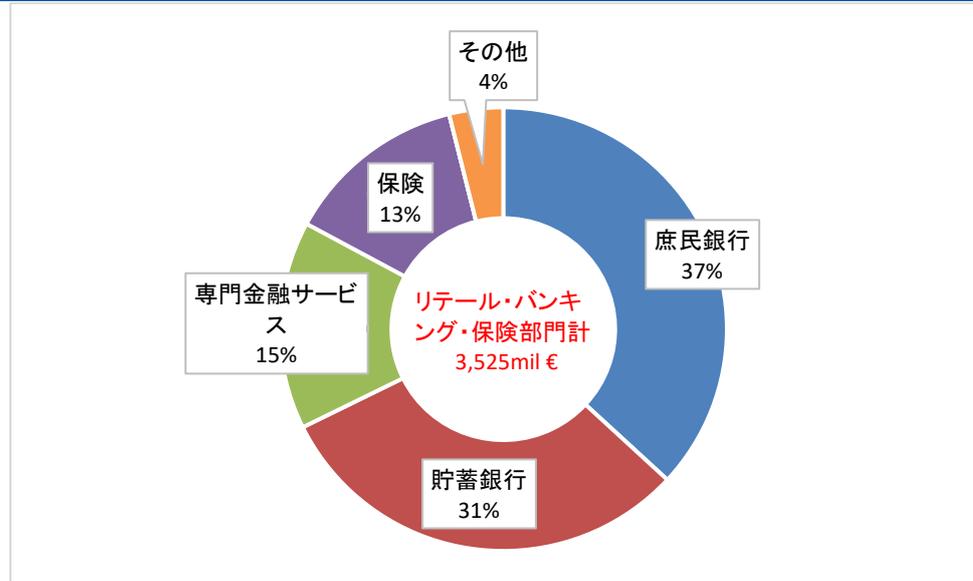
リテール・バンキング・保険業務の税引前利益の内訳は、庶民銀行 13 億 2,500 万ユーロ、貯蓄銀行 11 億 700 万ユーロ、専門金融サービス（Financial Solutions & Expertise）5 億 4,500 万ユーロ、保険（Insurance）4 億 7,500 万ユーロ、決済（Digital & Payments）△6,800 万ユーロ、その他（Other networks）1 億 4,000 万ユーロである。

<sup>125</sup> <https://www.palatine.fr/votre-banque/nos-engagements/chiffres-cles/>（閲覧日：2024 年 10 月 18 日）

<sup>126</sup> Groupe BPCE “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.14

<sup>127</sup> Groupe BPCE “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.14

図表 19: BPCE グループのリテール・バンキング・保険部門の税引前利益内訳 (2023年)



(出所) Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.305

#### i) 庶民銀行

庶民銀行は欧州大陸諸国において 19 世紀に誕生した。フランス初の庶民銀行は 1878 年にアンジェで事業家が事業家のための銀行として設立した。1917 年には、相互・協同組合組織となり、地域経済において急速に職人、小規模小売店、中小企業者への主要な貢献を果たすようになった。1962 年になり、庶民銀行は個人向けの金融サービスも開始した。2008 年には、HSBC フランスから地方の銀行 7 行を買収し、地方での存在感を高めている。

現在、庶民銀行のネットワークには、教育・研究・文化省の職員向け金融サービスを提供するカスデン庶民銀行 (CASDEN Banque Populaire) と、地域支援において主要な役割を果たしているクレディ・コーペラティブの 2 行を含む地域銀行である庶民銀行 14 行がある。預金残高は 3,810 億ユーロ、貸出残高 3,010 億ユーロ、出資者 520 万人である (2023 年 12 月末)<sup>128</sup>。

庶民銀行間の課題の検討や連絡、研修、庶民銀行・出資者の代表としての役割を果たす機関として、庶民銀行全国連合会 (Fédération Nationale des Banques Populaires) がある。なお、庶民銀行は、連帯ファイナンス機関の一つである Adie<sup>129</sup> への支援を 1989 年の設立当初から行っている。庶民銀行は Adie 向けにリファイナンス枠を設定しており、2023 年には同行によるリファイナンス枠の 24.3% に相当する資金が Adie の 10,697 の借入人に供与された<sup>130</sup>。庶民銀行は、Adie によるマイクロ・ローンへの主要な支援機関となっている。

#### ii) 貯蓄銀行

貯蓄銀行の歴史は古く、1818 年に設立されている。1960 年頃までは慈善的な側面が強く、労働者階級に対して貯蓄を促し、経済基盤を確立することを目的として

<sup>128</sup> Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.26

<sup>129</sup> Adie (<https://www.adie.org/microfinance-in-france>) はフランス発祥のマイクロファイナンス機関で、1989 年に創設された。小企業や個人事業者、起業家向けの支援を行い、事業の発展に寄与している。

<sup>130</sup> Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.71

事業が営まれてきた。社会保障制度や年金制度が未整備であった当時、重要な社会的インフラとしての役割を果たしてきた。1870年からは預けられた資金は「預金供託公庫」(Caisse des Dépôts et Consignations, CDC)に預託されるようになり、公共事業の財源ともなった。長らく、貯蓄銀行の運営について、慈善事業的な側面を強調し、預金口座以外の商品を提供すべきではないとする勢力と、金融機関として商品ラインナップを拡充すべきであるとする勢力が対立してきたことから、1960年代の銀行改革以前は預金口座のみを提供しており、このことがラ・バンク・ポスタルやクレディ・アグリコルが発展した要因の1つとなっているとの指摘もある。1960年代以降は、段階的に取扱商品を増やした一方、統廃合が進んで各地に存在していた貯蓄銀行は大幅に減少した。さらに、1980年代の第2次銀行改革に際して、1983年に政治主導で35行まで統廃合されたあと、1992年には17行まで減少した(その後さらに減少し、2023年末で15行)。各貯蓄銀行は基本的に地域毎に営業しており、地域によって棲み分けがなされている。

現在、BPCEの傘下に15の貯蓄銀行、1,687万人の顧客基盤を有している(2023年12月末)<sup>131</sup>。この15の貯蓄銀行における業界団体的な組織として貯蓄銀行全国連盟(Fédération Nationale des Caisses d'Épargne, FNCE)が設置されており、貯蓄銀行を代表して、貯蓄銀行の伝統的活動であるマイクロクレジット等の社会的責任に応える活動を実施している。

貯蓄銀行は、1989年には法的に公益なミッションに従事することが義務化されたことを受け、マイクロクレジット業務を行ってきたが、2008年の経済近代化法によってこの義務が撤廃された。ただ、これまでの経緯を踏まえ、CSR活動としてマイクロクレジット等の公的活動を継続しているほか、貧困層への配慮から過疎地区である農村部や移民が多い大都市郊外の支店も維持し続けている。貯蓄銀行によっては、地方議員等を含む地域のステークホルダーからの要請が強いために採算の悪い店舗やサービスを維持せざるを得ないという事情もある。しかし、今後は公的活動を行う店舗を限定するなどコスト削減が検討される可能性がある。

貯蓄銀行では、100万ユーロ超の資産を有する富裕層向けに生命保険、証券取引口座、不動産投資信託等での資産運用サービスも提供している。2023年末時点の運用資産は3,020億ユーロに達し、個人資産運用でフランス国内第2位の規模である。2023年中に176,000人の新規富裕層顧客を獲得し、330万人が対象となる<sup>132</sup>。

### iii) ナティクシス (Natixis)

BPCEにおける投資銀行であるナティクシスは、2006年に貯蓄銀行及び庶民銀行の共同子会社として設立され、2011年を目途にグループに統合する予定であったが、2007年に顕在化したサブプライム・ローン問題、2008年のリーマン・ショックの打撃を受けたことを機に、予定よりも早くグループに統合され、グループの資産運用業務(asset & wealth management)、法人投資銀行業務(corporate & investment banking)を担う。2022年3月に保険業務(insurance)、決済サービス(payments)の2部門をBPCE S.A.に譲渡した<sup>133</sup>。

<sup>131</sup> Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.30

<sup>132</sup> Groupe BPC, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.31

<sup>133</sup> Groupe BPCE “Announcement on transfer of Insurance and Payments activities from Natixis to BPCE SA” (閲覧日: 2023年7月13日)

### (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

BPCE グループの総資産は **1兆5,441** 億ユーロ、融資残高は **8,395** 億ユーロ、預金残高は **7,117** 億ユーロ、顧客数は **3,500** 万人（内、庶民銀行は **970** 万人、貯蓄銀行は **1,687** 万人）であった（**2023** 年 12 月末）<sup>134</sup>。市場シェアは、個人預金 **21.9%**、住宅ローンで **26.3%**であった（**2023** 年 12 月末）<sup>135</sup>。

図表 20：総資産、預金残高、融資残高（十億ユーロ）（各年 12 月末）

|      | 2021 年  | 2022 年  | 2023 年  | 前年比  |
|------|---------|---------|---------|------|
| 総資産  | 1,516.0 | 1,531.1 | 1,544.1 | 0.8% |
| 融資残高 | 781.1   | 827.0   | 839.5   | 1.5% |
| 顧客預金 | 665.3   | 694.0   | 711.7   | 2.6% |

（出所）Groupe BPCE, “**2023** Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.327

### (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状

商品に関する条件は傘下の銀行の支部毎に定められている。例として、庶民銀行 Rives de Paris 支部、貯蓄銀行 Ile-de-France 支部の当座預金口座の維持手数料は、前者が年間 **30** ユーロ（月額 **2.5** ユーロ）、後者が同 **18.6** ユーロ（四半期 **4.65** ユーロ）、両者とも **25** 歳以下は無料、とされている<sup>136</sup>。貯蓄口座の利子（政府による最低保証金利）は経済省により定められ、Livret A 及び LDDS については **3%**、LEP については **4%**が適用されている<sup>137</sup>。

### (3) 提供商品

普通預金口座に加え、A 通帳預金、安定経済発展通帳預金（LDDS）、庶民通帳預金（LEP）等の全ての非課税貯蓄商品を提供している他、LDDS 口座開設者または庶民銀行出資者向けに優良顧客口座（Livret Fidélis Sociétaire du Banque Populaire）を設定している。その他、年金、不動産融資、消費者ローン、各種保険（自動車、住宅、医療、生命等）を提供している<sup>138</sup>。

### (4) 子会社、関連会社への出資状況

**2023** 年 12 月末時点で、国内外、直接間接出資合わせて **500** 超の連結子会社を有している<sup>139</sup>。子会社であるナティクス（Natixis）（富裕層向けバンキング、法人・投資銀行）、バンク・パラティン（Banque Palatine）（法人、富裕層向けバン

[https://natixigroupebpce.com/natixis/en/announcement-on-transfer-of-insurance-and-payments-activities-from-natixis-to-bpce-sa-rpaz5\\_137735.html](https://natixigroupebpce.com/natixis/en/announcement-on-transfer-of-insurance-and-payments-activities-from-natixis-to-bpce-sa-rpaz5_137735.html)

<sup>134</sup> Groupe BPCE, “**2023** Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.327

<sup>135</sup> Groupe BPCE, “**2023** Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.12

<sup>136</sup> Moneyvox ウェブサイト <https://www.moneyvox.fr/tarif-bancaire/comparatif/frais-tenue-compte-courant.php>（閲覧日：**2024** 年 10 月 22 日）

<sup>137</sup> 庶民銀行ウェブサイト <https://www.banquepopulaire.fr/epargner/livret-a/>、

<https://www.banquepopulaire.fr/epargner/livret-developpement-durable-solidaire/>、

<https://www.banquepopulaire.fr/epargner/livret-d-epargne-populaire/>（閲覧日：**2024** 年 10 月 22 日）

<sup>138</sup> 庶民銀行ウェブサイト <https://www.banquepopulaire.fr/epargner/livrets-epargne/>、

<https://www.banquepopulaire.fr/bpbc/epargner/livret-fidelis-societaire/>、貯蓄銀行ウェブサイト <https://www.caisse-epargne.fr/>（閲覧日：**2024** 年 10 月 22 日）

<sup>139</sup> Groupe BPCE, “**2023** Universal Registration Document and Annual Financial Report”, pp.488-499

キング)、オネイ (Oney) (決済サービス) 等を通じて、専門サービスを顧客に提供している<sup>140</sup>。

## (5) ESG 投資

BPCE グループでは、2010年にエクューター原則<sup>141</sup>に署名し、ESG基準を投資基準に組み込み、化石燃料からの撤退方針の強化(石炭全廃、シェールオイル・ガス探査・生産事業融資からの撤退)、資産運用会社の投資決定・議決権行使方針へのESG基準の統合を実施してきた<sup>142</sup>。2020年4月以降、債券ポートフォリオのESG分析が提供されている他、グループの22機関では投資判断の上流にESG基準が組み込まれている<sup>143</sup>。

2024年に向けた経営戦略「BPCE 2024」では、3つの優先課題の一つとして「気候」を設定し、具体的な取り組み目標として「ネット・ゼロ」実現のための温室効果ガス排出量削減に向けたポートフォリオ、顧客の移行支援に向けたファイナンスの拡充および持続可能なファイナンス戦略の拡大、自社の環境対応促進などが掲げられた<sup>144</sup>。

2050年のカーボンニュートラル目標に沿って投融資ポートフォリオの見直しが進められており、保険ポートフォリオにおけるグリーン資産への投資割合が12.6%、環境移行支援のためのファイナンス残高670億ユーロ、移行支援のために集められた銀行預金残高390億ユーロとなった(2023年12月末)<sup>145</sup>。

## (6) TCFD 提言への対応

子会社Natixisが2021年2月、TCFD (Task Force on Climatederelated Financial Disclosure) 提言に賛同し、BPCEグループとNatixisは、2021年10月にそれぞれ最初のTCFDレポートを発行した<sup>146</sup>。上述の経営戦略「BPCE 2024」ではTCFDレポートを毎年発行することを宣言しており、2022年6月には同レポートの更新版が発表された。

2023年のTCFDレポート<sup>147</sup>では、同戦略に示された2024年までに2019年比15%の温室効果ガス排出削減との目標に改めて言及し、特定セクター(自動車、鉄鋼、セメント産業部門)に焦点を当て2030年までの新しい数値目標を掲げた。具体的には自動車部門で融資による炭素集約度を40%削減し、100g CO<sub>2</sub>eq/kmを下回ること、セメント業界ではセメント1トン当たり525kg CO<sub>2</sub>eqを下回ること、鉄鋼業界において鉄鋼1トン当たり1.4t CO<sub>2</sub>eqを下回ることとした。

<sup>140</sup> Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.12

<sup>141</sup> 世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が主導し、欧米主要銀行の賛同と作業を得て作成された、プロジェクトファイナンス等に関する環境・社会配慮基準。

<sup>142</sup> Groupe BPCE, “2020 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.11

<sup>143</sup> Groupe BPCE, “2021 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.78

<sup>144</sup> Groupe BPCE, “2022 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.258

<sup>145</sup> Groupe BPCE, “2023 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.46

<sup>146</sup> Groupe BPCE, “2022 Universal Registration Document and Annual Financial Report”, p.7

<sup>147</sup> Groupe BPCE, “TCFD The Climate Report of Groupe BPCE 2023 Edition”, <https://groupebpce.com/en/the-group/publications>

## 第4章 最近の金融動向と金融包摂

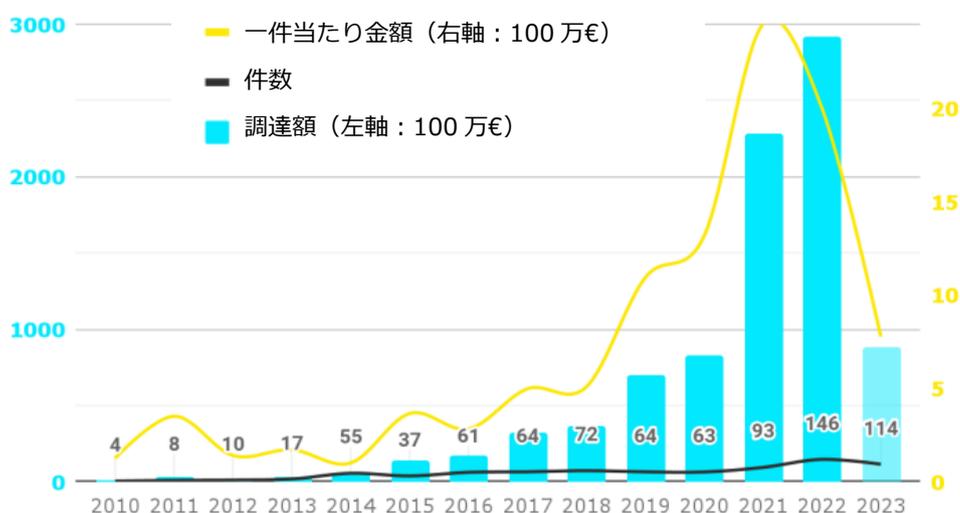
### 1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

#### (1) フィンテックの動向

フランス政府は、2016年6月にAMFの一部門としてフィンテック・イノベーション・競争力部（FIC）（2021年にイノベーション・デジタルファイナンス部に改称）を設立し、企業、特に新興企業が革新的なプロジェクトを実施する際の規制対応を支援するとともに、新たな課題の特定や変化するビジネスモデルに対応した監視を行っている。同年、AMFはACPRと共にフィンテック・フォーラムを立ち上げ、イノベーションを主導する企業と公的機関、監督官庁による対話と提言の場として、毎年10月にイベントを開催してきた。その他、AMFは欧州証券市場庁の金融イノベーション常設委員会、欧州イノベーション促進者フォーラム、人工知能やクラウドプロバイダーの利用についての専門的な欧州作業部会において、欧州規制当局のカウンターパートと定期的な情報交換を行っている。

フィンテック業界を代表する団体であるフランス・フィンテック（France FinTech）<sup>148</sup>では、Bpifranceと共同してフィンテック企業の資金調達動向を発表している。それによれば、2023年の資金調達は114件で、総額9億ユーロ（2022年比7割減）、1件当たりの平均調達額は800万ユーロと2020年と同等の水準になった<sup>149</sup>。2021年は1億ユーロ以上の調達が7件、内1.5億ユーロ以上が4件、3億ユーロ以上が1件と大型案件が目立ったが<sup>150</sup>、2022年は1億ユーロを超える案件は1件にとどまった。

図表 21： フランスのフィンテック業界における資金調達動向



(出所) France FinTech “BILAN ANNUEL 2023 ET PERSPECTIVES” p3<sup>151</sup>

<sup>148</sup> 2015年6月に起業家主導で設立された、フランスのフィンテック業界を代表する非営利団体。  
<https://francefintech.org/>（閲覧日：2024年10月22日）

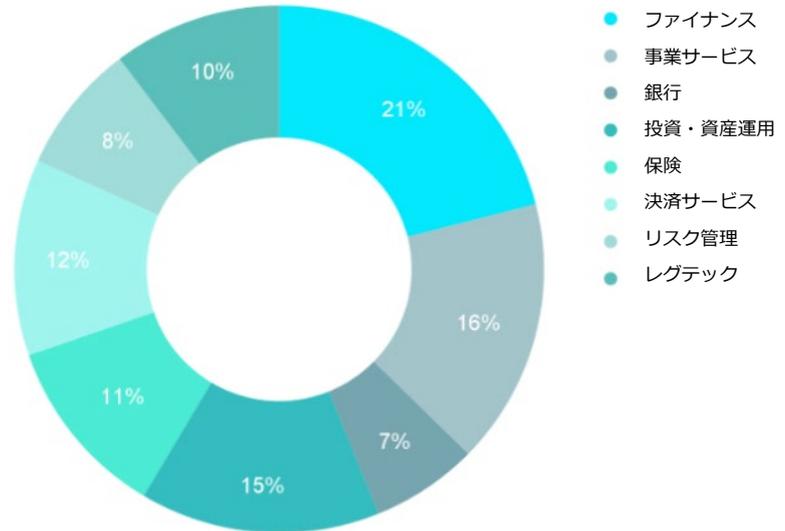
<sup>149</sup> 2022年12月29日付 France FinTech プレスリリース <https://francefintech.org/france-fintech-publie-le-barometre-annuel-des-levees-de-fonds-la-fintech-francaise-maintient-le-cap/>

<sup>150</sup> 2021年12月28日付 France FinTech プレスリリース [https://francefintech.org/wp-content/uploads/2021/12/FFT\\_CP-Levees-de-fonds\\_2021.pdf](https://francefintech.org/wp-content/uploads/2021/12/FFT_CP-Levees-de-fonds_2021.pdf)

<sup>151</sup> 2020年については、<https://francefintech.org/en/en-2020-la-fintech-franc%cc%a7aise-fait-bien-mieux-que-resister/>

フランス・フィンテックと Bpifrance が 2024 年 10 月に発表した調査によると、フランス国内 1,145 社のフィンテック企業の業種別内訳は、ファイナンス（個人ローン等）21%、事業サービス（人事、会計等）16%、投資・資産運用 15%となった<sup>152</sup>。

図表 22： フランスにおけるフィンテック企業の内訳（2024 年）



(出所) France FinTech <https://francefintech.org/en/panorama-fintech-francaises-2024/>

## (2) キャッシュレス化の現状

ECB の調査によると、2022 年のユーロ圏全体でのキャッシュ取引比率は取引件数では 59%、取引金額では 42%となっている<sup>153</sup>。これに対して同年のフランスのキャッシュ取引比率は、取引件数では 50%、取引金額では 35%といずれもユーロ圏平均を下回っている。ただし、前回 2019 年の調査と比較すると、取引金額ベースのキャッシュ利用率は 10 ポイント上昇している。

フランスでキャッシュレス決済が進んだ歴史的な背景として、1940 年に制定された「小切手及び振替による支払いに関する法律」（Loi du 22 octobre 1940 relative aux règlements par chèques et virements）の第 1 条では、「5,000 フラン以上の支払いは、小切手、振替などによって行われなければならない」と規定されているとおり、古くから高額を支払いを現金で行うことが禁止されてきた。現在では、国内テロに対する抑止やマネーロンダリング防止の観点から 1,000 ユーロ以上の取引は、現金支払いが禁じられている<sup>154</sup>。

手段別にキャッシュレス決済の件数をみると、フランスではクレジットカードの利用が約 6 割となっており、ドイツやイタリアとの比較ではシェアが高い。取引件

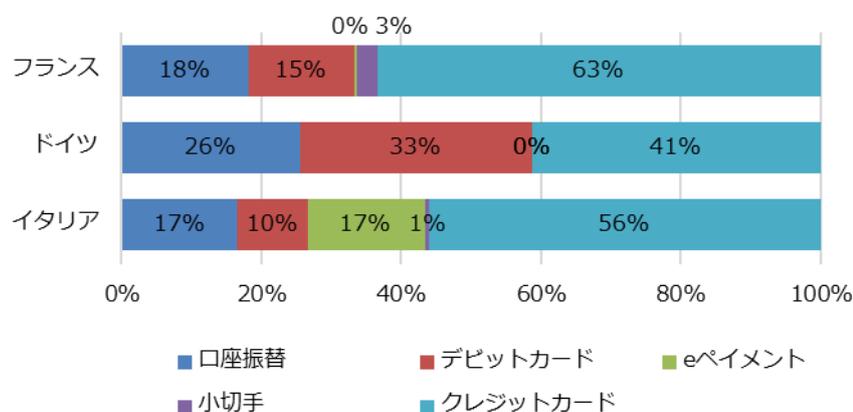
<sup>152</sup> France FinTech プレスリリース <https://francefintech.org/en/panorama-fintech-francaises-2024/>（閲覧日：2024 年 10 月 23 日）

<sup>153</sup> ECB ウェブサイト [https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb\\_surveys/space/html/ecb.spacereport202212~783ffdf46e.en.html#toc7](https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb_surveys/space/html/ecb.spacereport202212~783ffdf46e.en.html#toc7)（閲覧日：2024 年 10 月 23 日）

<sup>154</sup> <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F10999?lang=en>（閲覧日：2024 年 10 月 23 日）

数も近年増加傾向が続いている。他方で、口座振替は、金額で見れば最も大きく、一件当たりの振替額が高額なものとなっている。

図表 23： 仏独伊におけるキャッシュレス決済件数の内訳（2023 年）



(出所) ECB, "Payments statistics", 2024/07/24 更新版 <sup>155</sup>

フランスの小切手の決済シェアは他国との比較においては相対的に高い。フランスでは、金融機関にも小切手専用の ATM が設置されており、行政機関への支払いなどカードを持ってない貧困層の支払手段として小切手を活用している（小切手を自動的に読み取り、現金化あるいは支払できる ATM がある）。また、バカンス期における現金入手が困難となるため、小切手の利用に対するニーズが強いという側面もある。

デビットカードも広く普及している。銀行カード協会 <sup>156</sup> (Groupement des Cartes Bancaires, CB) が銀行の小切手処理の効率化を目的に、デビットカードのインフラ整備や加盟店開拓を進めてきたことが背景にある。IC カード導入によるカードの不正利用を抑制したことや、また加盟店店頭でオフライン処理を可能にしたことで運用コストの引下げに成功したことも普及の要因として挙げられる。

他方で、1999 年に導入された電子マネー Moneo は、加盟店手数料負担や利用者の使い勝手の悪さ等から普及が進まず、2015 年 4 月にはサービスの終了が発表された <sup>157</sup>。電子マネー機能の一部は BPCE グループの電子決済会社 IZLY に引き継がれた <sup>158</sup>。また、一部の特約飲食店の支払に使用できる「Moneo Resto」サービス事業は、2017 年に決済プラットフォーム事業者である Edenred に買収された <sup>159</sup>。

<sup>155</sup> <https://data.ecb.europa.eu/data/datasets/PAY/dashboard> (見出しバーの“Payment transactions”の項で“Country”から各国を選択、“Frequency”で“Annual”を選択、“Measurement”の“Number (sent)”からデータ取得) (閲覧日：2024 年 10 月 23 日)

<sup>156</sup> 1984 年設立の銀行カード協会 (Groupement des Cartes Bancaires “CB”カルト・バンケール) が統一的にカード業務を推進。

<sup>157</sup> <http://www.usine-digitale.fr/article/fin-de-parcours-pour-le-porte-monnaie-electronique-moneo.N325787> (フランス語) (閲覧日：2023 年 8 月 31 日)

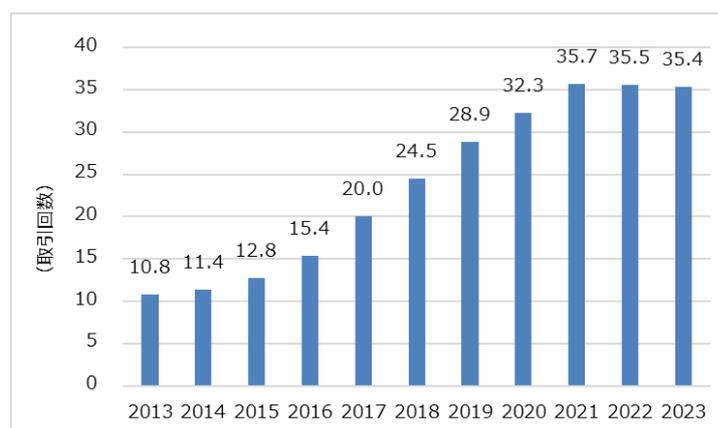
<sup>158</sup> <https://newsroom.groupebpce.fr/actualites/le-groupe-bpce-retenu-par-le-cnous-et-les-crous-pour-mettre-en-oeuvre-leur-nouvelle-monetique-izly-des-2015-112d-7b707.html> (閲覧日：2023 年 8 月 31 日)

<sup>159</sup> Edenred プレスリリース <https://www.blackfin.com/wp-content/uploads/2017/04/Edenred-announces-its-acquisition-of-the-Moneo-Resto-Solution-19.04.2017.pdf> (閲覧日：2023 年 8 月 31 日)

### (3) モバイル決済の動向

モバイル決済についても近年は盛んである。IMFのFinancial Access Surveyによると、フランスで1年間にモバイルまたはインターネット銀行を通じて何らかの支払いや購入が行われた回数は、2015年に成人1人当たり12.8回であったところ、2021年には約3倍の35.7回に大きく上昇した。2022年・2023年には前年をやや下回ったが、35.4回とほぼ横ばいとなった。

図表 24: モバイル/インターネット銀行利用状況 (成人1人あたり・年間)



(出所) IMF, “Financial Access Survey”を基に作成。

[https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-](https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C&sId=1390030341854)

[598B5463A34C&sId=1390030341854](https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C&sId=1390030341854) (2024年10月23日閲覧)

オンライン決済の主要な決済手段としては、デビットカードやクレジットカードが全体の57%、PayPal等のeペイメントサービスの利用が22%を占めている(2022年、件数ベース)<sup>160</sup>。

### (4) リテール決済に関する法規制の現状

2013年7月27日、フランスでは、銀行の業務分離を含む銀行改革法が成立した<sup>161</sup>。同法による業務分離は、銀行本体から投資業務を分離し、グループ内の子会社として分類するものである。通貨金融法典に新たな条項が加えられた<sup>162</sup>。その上で、この子会社に対しては、特別な規制、独立した資金を当て、投資会社或いは信用機関として許可を与えることとした。この信用機関は、預金者から預金の受入れ等はできないことになっている。

英国ではリテール業務を別会社化する「リングフェンス」が2019年1月に施行されたが、ドイツとフランスでは逆に投資銀行業務について「リングフェンス」を設けている。対象となる銀行は、2014年7月1日までに、これらの子会社に移すべき業務を明確にし、2015年7月1日までに法律に基づく活動の移転を完了している。報道によれば、同法は純粋な投機活動については、分離するよう求めている

<sup>160</sup> ECB ウェブサイト

[https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb\\_surveys/space/html/ecb.spacereport202212~783ffdf46e.en.html#toc16](https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb_surveys/space/html/ecb.spacereport202212~783ffdf46e.en.html#toc16) (閲覧日: 2024年10月23日)

<sup>161</sup> Law n°2013-672 dated 26 July 2013 on the separation and regulation of banking activities (J.O n°0173 dated 27 July 2013), Hogan Lovells, “French Legal and Regulatory Update – July/August 2013”, p2

<sup>162</sup> 山口和幸 (2014)、「銀行の投資業務の分離を巡る欧米の動向」、レファレンス平成26年3月号

<http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F8436644&contentNo=1>

が、まだ、その他の活動で、預金活動と関係しているものが残っている等、当時オランダ大統領が意図した水準からすると、後退したものであるとしている。

リテール金融機関にとり重要と考えられるもう一つの変化は、「オープン・バンキング」の流れであり、顧客同意の下、「API（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）」の公開・連携などを通じて、銀行が保有する顧客データへフィンテック企業などがアクセスし、利用することが可能となりつつある。

欧州では、EUの2つの規制がオープン・バンキングを促進している。

第一は、第2次決済サービス指令（Payment Service Directive 2, PSD2）である。PSD2は、FinTech等の新たな決済サービスの担い手が台頭してきたことを受け、金融機関等の決済サービス提供者に係る規制であった決済サービス指令（2007年）の後継として策定された。

PSD2により、金融機関は、「決済発動サービスプロバイダ（Payment Initiation Service Provider, PISP）」や「口座情報サービスプロバイダ（Account Information Service Provider, AISP）」に対し、標準化されたAPIへのアクセスを提供することが求められる。PISPとは、オンラインショップと銀行口座を接続し、口座振替によりインターネット上で決済を発動するサービス等の提供者であり、AISPとは、複数の口座情報を一覧化出来るサービス等の提供者である。APIは、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、APIを介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。APIの仕様を公開することで（オープンAPI）、PISPやAISPが金融機関の決済口座等にアクセスし、金融サービスを提供することが可能となる。PSD2は、2018年8月に国内法制化された<sup>163</sup>。

第二は、2016年に制定された一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）である。GDPRは、EUにおける個人情報の保護を幅広く規定する規則であり、データ保護指令（1995年）が改正されると共に、EU規則へと格上げされたものである。GDPRにより、個人情報保護の強化が図られるが、金融機関にとって特に重要となるのが、情報移管の権利である。即ち、個人は、企業等に提供した自身の情報に関し、機械で読み取ることが可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他企業等へ当該情報を移管する権利が認められる。金融機関にとっては、顧客が望めば、これまで自行内に囲い込んできた顧客の個人情報を、FinTech企業等の第三者に移管しなければならなくなった。GDPRは、2018年5月25日に発効した。

フランス国内に目を転じると、2015年8月に施行された「経済と成長と活性のための法律（通称マクロン法）」第43条、銀行取引の移管を円滑にするための条項が、2017年2月に発効した。第43条の発効により、金融機関は顧客より取引移管の申し出があった場合、その支援を行わねばならないこととなった。

## (5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX

ECB等のデータから欧州主要国の国内信用機関の支店数の推移（2010年~2023年）を見ると、各国とも支店数は減少している。中でも、オランダは2010年の2,851支店から2023年には300支店へと89%減少している。その他でも、スペインが59%減少、ドイツ47%減少、イギリス55%減少と銀行支店数は大きく減少し

<sup>163</sup> <https://www.hoganlovellspayments.com/PSD2>

た。一方、フランスでは、2010年の支店数は38,238支店、2023年の支店数が33,703支店で、12%の減少<sup>164</sup>にとどまっている。ACPRは、インターネット専門銀行に関する調査レポート<sup>165</sup>の中で、この要因を、2008年の金融危機の影響がフランスでは比較的小さく、支店の統合・整理の動きが少なかったこと、バンカシュアランスが発達していることから、フランスの銀行で提供する金融商品の幅が広く、顧客が金融商品を選択するにあたり銀行支店の担当者によるアドバイスが求められること、と分析している。

図表 25: 欧州主要国の信用機関支店数推移

| 年               | ドイツ    | スペイン   | フランス   | イタリア   | オランダ   | イギリス   |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2010            | 41,562 | 42,894 | 38,238 | 33,613 | 2,851  | 16,955 |
| 2011            | 39,967 | 39,843 | 37,879 | 33,536 | 2,851  | 16,120 |
| 2012            | 39,774 | 37,903 | 37,543 | 32,881 | 2,851  | 13,335 |
| 2013            | 38,228 | 33,527 | 37,360 | 31,761 | 2,165  | 13,050 |
| 2014            | 38,123 | 31,817 | 37,862 | 30,740 | 2,040  | 12,640 |
| 2015            | 36,005 | 30,921 | 41,823 | 30,258 | 1,764  | 12,680 |
| 2016            | 36,005 | 28,643 | 42,751 | 30,258 | 1,674  | 12,315 |
| 2017            | 31,946 | 27,320 | 42,142 | 29,027 | 1,619  | 11,665 |
| 2018            | 29,698 | 26,011 | 41,436 | 25,409 | 1,489  | 11,055 |
| 2019            | 28,384 | 23,851 | 40,775 | 24,312 | 1,260  | 10,405 |
| 2020            | 28,334 | 22,299 | 40,410 | 23,480 | 942    | 9,550  |
| 2021            | 25,779 | 19,015 | 41,023 | 21,650 | 725    | 8,805  |
| 2022            | 23,231 | 17,648 | 41,120 | 21,650 | 300    | 8,060  |
| 2023            | 21,904 | 17,603 | 33,703 | 20,985 | 300    | 7,670  |
| 2023/2010<br>増減 | -47.3% | -59.0% | -11.9% | -37.6% | -89.5% | -54.8% |

(注) 英国のデータには支店以外の拠点も含まれている

(出所) ECB “Statistical Data Warehouse”、英国のデータは Office for National Statistics, “UK Business Counts - local units by industry and employment size band”

ACPR が 2022 年に発表した調査<sup>166</sup>によると、フランスの既存の銀行は、銀行業務や支払いサービスをすべてオンラインで提供する新しいタイプの銀行が最大の競争相手になると認識し、調査対象のほとんどすべての銀行が独自の 100% デジタル銀行やオンラインサービスを開発している。フィンテックやビッグ・テック企業は、より革新的でそれぞれの顧客に応じたサービスを提供する能力を有するとみられ、競争相手というよりは、DX における連携相手と考えられている。

リテール金融の中で最もデジタル化が進んでいるのは顧客対応関連で、電子署名、Chatbot、OCR、デジタルセキュリティサービス等の技術が活用されている。とくに、既に署名された契約の修正、100% オンラインによる人物同定、顧客主導による契約の終了等、対顧客関係で摩擦を生じやすい場面での利用が図られている。

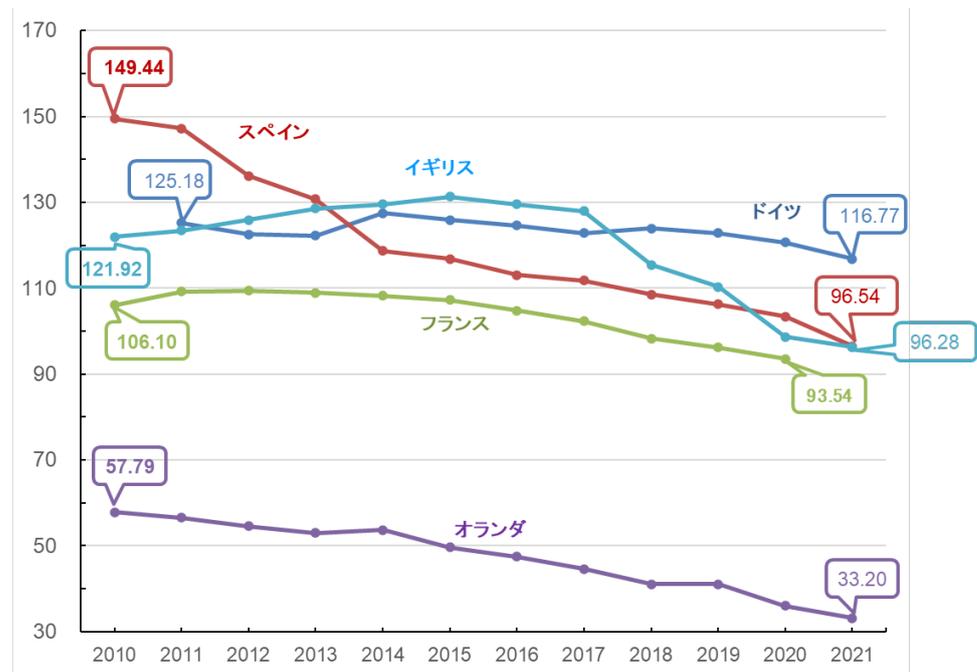
<sup>164</sup> ECB ウェブサイト [https://sdw.ecb.europa.eu/quickview.do?SERIES\\_KEY=195.BKN.H.FR.A020.Z.ZZZZ.ZZ.S.Q](https://sdw.ecb.europa.eu/quickview.do?SERIES_KEY=195.BKN.H.FR.A020.Z.ZZZZ.ZZ.S.Q) (閲覧日: 2024 年 10 月 25 日)

<sup>165</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020 [https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020\\_etude\\_neobanques\\_as.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020_etude_neobanques_as.pdf)

<sup>166</sup> ACPR, “Digital transformation in the French banking sector”, April 2022 [https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411\\_as\\_131\\_transfo\\_numerique\\_banques\\_eng.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411_as_131_transfo_numerique_banques_eng.pdf)

次のグラフは、上表の5カ国の2010年から2020～21年の成人10万人当たりのATM数の推移を示している。いずれの国も、ATM数は減少の傾向にある。フランスは、2020年時点の成人10万人当たりATM台数は93.54台で、この5カ国の中では2番目に少ない。一方で、ATM台数の2010年に対する2020年の比率では、フランスは88.1%で、減少幅は比較的小さい（イギリス：80.9%、スペイン：69.2%、オランダ：62.4%。ドイツは2011年比96.4%）。

図表 26： 欧州主要国の ATM 台数（成人 10 万人当たり）推移



(出所) World Bank “World Development Indicators”<sup>167</sup>、ドイツのデータは連邦銀行 HP 上統計<sup>168</sup>、ドイツ連邦統計局 HP 上統計<sup>169</sup>

## (6) インターネット専門銀行

上記のような法制面からの後押しもあり、近年、フランスではインターネット取引またはモバイルバンキング 100%でサービスを提供するインターネット専門銀行がシェアを拡大している。ACPR は、2020年6月19日に公表したインターネット専門銀行に関する調査レポートで、KPMG による推計を引きながら、2019年にインターネット専門銀行の新規口座数が前年比75%増の200万口座となり、既存口座を含めた総口座数が350万口座を超えたとしている。また、2019年以内に新たにインターネット専門銀行がサービスを開始（Paykrom、Pixpay、Xaaly、Holvi、Ma French Bank、Kard）、フランスのインターネット専門銀行は約30行となっている。

<sup>167</sup> <https://data.worldbank.org/indicator/FB.ATM.TOTL.P5?locations=FR>（閲覧日：2024年10月25日）

<sup>168</sup> [https://www.bundesbank.de/dynamic/action/en/statistics/time-series-databases/time-series-databases/759784/759784?listId=www\\_szvs\\_zvs03](https://www.bundesbank.de/dynamic/action/en/statistics/time-series-databases/time-series-databases/759784/759784?listId=www_szvs_zvs03)（閲覧日：2024年10月25日）

<sup>169</sup> <https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Current-Population/Tables/liste-agegroups.html#480342>（閲覧日：2024年10月25日）

フランスにおける、主要なインターネット専門銀行は図表 29 に示されるとおりである。

図表 29: 主要なインターネット専門銀行

| 名 前            | 親 会 社                      | 設立年  | フランス国内の顧客数 (万人) |
|----------------|----------------------------|------|-----------------|
| Fortuneo       | Groupe Crédit Mutuel Arkéa | 2000 | 60              |
| Boursorama     | Groupe Société Générale    | 2003 | 400             |
| Monabanq       | Crédit Mutuel              | 2006 | 31*             |
| BForBank       | Groupe Crédit Agricole     | 2009 | 23*             |
| Hello Bank     | Groupe BNP Paribas         | 2013 | 70              |
| Nickel         | Groupe BNP Paribas         | 2014 | 250             |
| N26 Bank       | (German Online bank)       | 2015 | 250             |
| Revolut        | (UK digital bank)          | 2015 | 100             |
| Qonto          | -                          | 2016 | 22              |
| Orange Bank    | Groupe Orange              | 2016 | 160             |
| Treezor        | Société Générale           | 2016 | 200             |
| Ma French Bank | Groupe La Banque Postale   | 2017 | 42.5            |
| DITTO          | (Luxemburg online bank)    | 2017 | -               |
| EKO            | Groupe Crédit Agricole     | 2017 | 13.5            |

(注) フランス国内の顧客数は\*印のついているものは 2019 年以前、それ以外は 2022 年時点の各社発表値。  
(出所) ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020  
[https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020\\_etude\\_neobanques\\_as.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020_etude_neobanques_as.pdf)

ACPR の分析によれば<sup>170</sup>、インターネット専門銀行は 1990 年代末頃にインターネットの発展と共に生まれ、その後 2010 年代の金融機関の再編期を経て、2015 年以降に増加している。英国やドイツから最近進出したインターネット専門銀行を除き、大手金融機関の傘下であることが多い。例えば、ソシエテ・ジェネラルはブルソラマ・バンク、クレディ・ミュチュエル・アルケアはフォルチュネオ、クレディ・アグリコルはビー・フォー・バンク、BNP パリバグループはハロー・バンク、蘭 ING グループは ING ダイレクトというインターネット専門の金融機関を擁している。大手金融機関は、意思決定の自由度やスピード、コストやリスクの抑制、ブランドイメージの払拭等を目的に、別組織としてインターネット専門銀行を立ち上げている。後述するように、2019 年にサービスを開始したラ・バンク・ポスタル傘下のネット専門銀行であるマ・フレンチ・バンクもこれに相当する。

インターネット専門銀行の設立目的は主として 2 つあり、1 つは若年層を中心とする新規顧客の獲得、もう 1 つは海外進出手段である。

例えば、フランス最大かつ最低価格と称されるソシエテ・ジェネラルのブルソラマ・バンクは、赤字覚悟で顧客基盤の拡大に乗り出している。もともとブルソラマ・バンクは、1998 年に創設されたフランスのスタートアップ企業を起源としており、設立当初より個人投資家や機関投資家向けに株式市場および政治経済に関するニュース提供を目的としたオンライン情報サイトを運営している点が特徴である。2002 年にソシエテ・ジェネラル傘下のオンライン証券会社フィマテックス (Fimatex) と統合し、現在ではフルバンキング機能を搭載している。まずは、利

<sup>170</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020

益を度外視した安価なサービス提供で一気に顧客基盤を拡大し、一定規模を確保したのちに複数の商品展開を活用したクロスセル戦略により収益拡大を図っていくことが計画されている<sup>171</sup>。

一方、BNPパリバグループのハロー・バンク（Hello bank）は、EU パスポート制度を利用し、欧州域内での展開を拡大している。ハロー・バンクは2013年に欧州初のフルバンキング機能を備えたインターネット専門銀行として開設され、BNPパリバの店舗とATMの利用が可能な点が特徴である。フランス、ベルギーとイタリアでサービスを展開している<sup>172</sup>。

他業種からの参入例も見られる。例えば、欧州の大手通信事業会社オレンジ（Orange：旧フランステレコム）は、2017年11月にインターネット専門銀行としてオレンジ銀行（Orange Bank）の営業開始を発表した。携帯電話に特化した口座で、専用アプリを通じて送金や残高確認、問い合わせなどのサービスが利用できる。口座はインターネットか特定のオレンジ銀行の店舗で開設でき、手数料は発生しない。アプリを通じた非接触型決済やテキストメッセージを使った送金に加え、デビットカードでの支払いも可能である。IBMとの提携により開発した機械学習プラットフォーム「WATSON」をカスタマーサービスに導入することで、顧客に対し、24時間・年中無休での一次対応を実現している。フランスの他、2019年にはスペインで事業を開始した<sup>173</sup>。

なお、オレンジは2008年にアフリカでモバイル決済サービス「オレンジ・マネー」を開始し、2021年時点で17カ国に展開している。2020年には「オレンジ・バンク・アフリカ」の設立を発表し、コートジボワールを始め、セネガル、マリ、ブルキナファソでの事業展開を目指すとしている<sup>174</sup>。その他、2016年にフランスの大手保険会社であるグルパマ（Groupama）の銀行部門グルパマ・バンクを買収しており、金融事業拡大に取り組んでいる<sup>175</sup>。2022年末には2,900万人を超えるアクティブユーザーを有し、2023年2月に発表した新戦略では、通信会社ならではの高品質のインフラ網を生かした顧客サービスの質の向上や、アフリカや中東におけるいっそうのプレゼンス拡大等を柱に掲げ、2022年から2025年までに年平均7%の収入の成長を目標としている<sup>176</sup>。

オンラインバンキング、モバイルバンキングはこのように参入企業が増加しているが、2019年の口座開設数は、インターネット専門銀行の新規口座開設数の78%が上位5行（Nickel、N26、Revolut、Orange Bank、Lydia）に集中している<sup>177</sup>。なお、ACPRは、2021年4月、銀行免許を持たない事業者が「ネオバンク」の呼

<sup>171</sup> 2018年4月18日付け Financial Times 報道 “Orange’s entry into digital banking forces old guard to react”  
<https://www.ft.com/content/26a0ab74-336a-11e8-b5bf-23cb17fd1498>（閲覧日：2023年8月31日）

<sup>172</sup> Hello bank ウェブサイト <http://www.hellobank.com/>（閲覧日：2023年7月19日）

<sup>173</sup> 2021年9月7日付（2023年7月3日更新）Orange プレスリリース <https://www.orange.com/en/groupe/nos-activites/orange-revolutionne-les-services-financiers/orange-bank-europe>（閲覧日：2023年7月19日）

<sup>174</sup> <https://www.orange.com/en/groupe/nos-activites/orange-revolutionne-les-services-financiers/financial-inclusion-step-forward>（閲覧日：2023年9月1日）

<sup>175</sup> <https://www.finextra.com/pressarticle/71459/orange-bank-launches-in-france>（閲覧日：2023年9月1日）

<sup>176</sup> 2023年2月16日付 Orange プレスリリース <https://newsroom.orange.com/lead-the-future-orange-presents-its-new-strategic-plan-which-aims-to-generate-value-from-the-recognized-excellence-of-its-core-business-and-to-grow-sustainably-in-europe-africa-and-the-middle-east-or/?lang=en>（閲覧日：2023年7月19日）

<sup>177</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020

（ACPRからは2024年10月30日時点で後続レポートなし。より新しい時点の参考情報として、2024年10月時点のフランスのオンライン専門銀行やデジタル銀行を紹介した <https://neobanks.app/neobanks/france>（閲覧日：2024年10月30日））

称を用いてこうした新規の決済サービス等を提供していることに対し、注意喚起を行っている<sup>178</sup>。

なお、BPCE グループは、2016年にドイツの FinTech 銀行である Fidor Bank を買収し<sup>179</sup>、2016年12月22日に手続きを完了した。グループのデジタルトランスフォーメーションを加速し、イノベーション、バンキングテクノロジーによる顧客中心のアプローチ開発、デジタル・バンキングやモバイルバンキングを進める取り組み姿勢を示すことを買収の目的としていた。しかし、BPCE グループは2020年8月3日、Fidor Bank の売却に関し、Ripplewood Advisers LLC と排他的交渉に入ったとのニュースリリースを発表した<sup>180</sup>。同リリースでは要因についての言及はないが、フランスとドイツ、FinTech 新興企業と伝統的・リスク回避型組織など文化の違いを指摘する報道も見られた<sup>181</sup>。

## (7) デジタル通貨導入に向けた動き

欧州における中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency, CBDC）の導入に向けた動きは、2020年9月に ECB を中心としてスタートした。2021年7月、ECB 理事会は CBDC デジタルユーロの導入に向けたプロジェクトを立ち上げ、本格的な調査フェーズを正式に開始することを決定した<sup>182</sup>。2021年10月から約2年間にわたって設計や発行方法の検証、市場に与える影響の評価などを行ったうえで CBDC 発行の可否を判断する見込みとされている（発行についての判断は留保している）。

2023年6月には欧州委員会が CBDC の発行枠組みに関する規則案を発表した。同案が欧州議会及び欧州理事会により採択され次第、ECB が CBDC 発行の可否や時期を最終的に決定することになる<sup>183</sup>。

フランスでは、2020年3月にフランス銀行により銀行間決済のためのホールセール型 CBDC プロジェクトが立ち上げられ、2023年7月までに12件の実証事業により、ホールセール型 CBDC のメリットの検証、従来型・分散型のインフラの間の連携可能性の実証、既存プラットフォームとの互換性の検証等が行われてきた<sup>184</sup>。フランス銀行は、2022年にはシンガポールの金融管理庁やスイス国立銀行等とホールセール型 CBDC のクロスボーダー決済に関する取り組みを実施したほか、SWIFT が立ち上げた市場インフラのコンソーシアムに参加し、14の銀行と共に銀

<sup>178</sup> 2021年4月13日付 ACPR 文書

[https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20210413\\_regle\\_usage\\_terme\\_neobanque.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20210413_regle_usage_terme_neobanque.pdf)

<sup>179</sup> Group BPCE “Acquisition of Fidor Bank by Groupe BPCE” <https://newsroom-en.groupebpce.fr/news/acquisition-of-fidor-bank-by-groupe-bpce-6a10-53927.html>（閲覧日：2023年9月1日）

<sup>180</sup> Group BPCE ウェブサイト <https://newsroom-en.groupebpce.fr/news/bpce-today-announced-it-has-entered-into-exclusive-negotiations-with-ripplewood-advisors-llc-related-to-the-proposed-disposal-of-the-entire-share-capital-of-fidor-bank-ag-b970-53927.html>（閲覧日：2023年9月1日）

<sup>181</sup> FINTECH FUTURES 2018年11月6日 <https://www.fintechfutures.com/2018/11/fidor-splitting-from-frances-bpce/>（閲覧日：2023年9月1日）

<sup>182</sup> ECB 資料 [https://www.ecb.europa.eu/paym/digital\\_euro/shared/pdf/Digital\\_euro\\_project\\_timeline.en.pdf](https://www.ecb.europa.eu/paym/digital_euro/shared/pdf/Digital_euro_project_timeline.en.pdf)

<sup>183</sup> 2023年6月28日付欧州委員会プレスリリース [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_23\\_3501](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3501)（閲覧日：2023年8月10日）

<sup>184</sup> Banque de France, “Wholesale Central Bank Digital Currency Experiments with the Banque de France”, November 2021 [https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque\\_de\\_France\\_stabilite\\_financiere\\_rapport\\_mnbc\\_o\\_o.pdf](https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque_de_France_stabilite_financiere_rapport_mnbc_o_o.pdf), Banque de France, “Wholesale Central Bank Digital Currency Experiments With the Banque de France”, July 2023 [https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque\\_de\\_France\\_stabilite\\_financiere\\_rapport\\_mnbc\\_2023.pdf](https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque_de_France_stabilite_financiere_rapport_mnbc_2023.pdf)

行間決済のためのホールセール型 CBDC の実験を行うと発表した<sup>185</sup>。異なる分散型台帳技術と既存の決済システムとの相互運用性を研究するためのテスト環境において、クロスボーダー決済の実証を目的としている。さらに同年、ルクセンブルク中央銀行と共に、欧州投資銀行（European Investment Bank）が進めている、CBDC 試用版を暗号資産化したデジタル債券発行のプロジェクトにも協力している<sup>186</sup>。

## (8) IT 人材の育成・活用状況

フランスにおける IT 人材育成は、2008 年に策定された国家戦略「デジタルフランス 2012：デジタル経済発展のための計画（France numérique 2012, Plan de développement de de l'économie numérique）」に基づき、学校において、あるいは卒業後間もない若者に対して企業ニーズに合致した教育を行い、大学に生涯職業訓練コースを設置して知識の更新を図る等の方針に沿って進められてきた<sup>187</sup>。2015 年には、デジタル専門職向けの訓練や、人々の労働市場への参加を助けるためのデジタル教育を実施する公益法人の専門学校が、フランス政府によって設立されている<sup>188</sup>。2018 年に策定された AI についての国家戦略「AI for Humanity」では、すべてのレベルの教育・訓練カリキュラムにおいてデジタルや AI 関連の分野を必修とし、かつ効果的なものにする<sup>189</sup>。

先にも引用した、デジタルトランスフォーメーションに関する ACPR の 2022 年調査<sup>190</sup>によると、銀行業界では、従業員に対してデジタル技術関連の広範なトレーニングプログラムが用意されている。そのなかには、デジタル技術が業務に及ぼす全体的な影響に関するセミナーや、フィンテックの創業者又は新規技術の研究者との面談といった、シニアないしミドル管理職層を対象としたソフトスキルの向上を目指すプログラムも含まれる。データサイエンス、AI、クラウド技術等、技術的な専門性を持った人材に関しては、新規採用での獲得が目指されているが、その際に重視されるのは技術への精通と業務スキルの両立である。競争的な市場環境の中で有意な人材を獲得するため、銀行は、工科大学やトレーニング機関と連携したり、グループ内でハッカソン等のイベントを実施したりしている<sup>191</sup>。

IT 人材の育成・活用に関し、ソシエテ・ジェネラルは、IT 人材としてデジタルツールの開発やシステム設計等の技術専門職に加え、事業戦略の立案に関わったり課題分析を行ったりする幅広い職種を募集している<sup>192</sup>。また、BNP パリバは、IT

<sup>185</sup> 2022 年 10 月 11 日付 Banque de France プレスリリース <https://www.banque-france.fr/en/press-corner/bdf-press-releases/banque-de-france-participates-new-wholesale-central-bank-digital-currency-experiment-bis-innovation>（閲覧日：2024 年 1 月 31 日）

<sup>186</sup> 2022 年 11 月 29 日付 Banque de France プレスリリース [https://abc-economie.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/ep\\_bdf-bcl-291122.pdf](https://abc-economie.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/ep_bdf-bcl-291122.pdf)

<sup>187</sup> 労働政策研究・研修機構、「欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—」、JILPT 資料シリーズ No.259、2022 年 8 月、pp.96-107 <https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0259.pdf>

<sup>188</sup> <https://www.francenum.gouv.fr/partenaires/grande-ecole-du-numerique-gen#:~:text=Cr%C3%A9%C3%A9%20en%202015%20par%20le%20gouvernement%20fran%C3%A7ais%2C%20la,sociale%20et%20professionnelle%20des%20personnes%20C3%A9loign%C3%A9es%20de%20l%27emploi>。（閲覧日：2023 年 10 月 19 日）

<sup>189</sup> <https://knowledge4policy.ec.europa.eu/sites/default/files/france-ai-strategy-report.pdf>

<sup>190</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°131: Digital transformation in the French banking sector”, April 2022 [https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411\\_as\\_131\\_transfo\\_numerique\\_banques\\_eng.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411_as_131_transfo_numerique_banques_eng.pdf)

<sup>191</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°131: Digital transformation in the French banking sector”, April 2022, p.24

<sup>192</sup> Société Générale ウェブサイト <https://careers.societegenerale.com/en/jobs/it>（閲覧日：2024 年 10 月 30 日）

部門の職員は広範なトレーニング機会を通じて最新の技術やプログラミング言語等を習得し、内部の異動機会を利用してキャリアを構築し、金融業界において利用可能なあらゆる分野の職を探ることができるとしている<sup>193</sup>。

## (9) 生成 AI の活用状況

フランスは、上述の AI 国家戦略に基づいて国家主導で AI の活用を図る一方、大統領や関係閣僚が適切な規制の必要性も唱えている<sup>194</sup>。2023 年 5 月には、情報処理と自由に関する国家委員会（La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, CNIL）が、生成 AI の台頭を受けて個人のプライバシーを重視した AI システム実装に関する行動計画を発表した。

生成 AI ではないが人工知能の活用例として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル傘下の商工信用銀行 CIC は、2016 年初に IBM と提携して同社製品の「Watson」を導入し、フランスの銀行として初めて AI システムを導入した銀行となった。Watson は、まず 2 つの支店で試行され、アカウントマネジャーによる顧客からの電子メールに対する迅速な対応や適切な回答、各種商品提案のための知識深化に役立てられた。当初、AI によって正しい対応が得られる比率は 35%であったが、2017 年 4 月にはこれが 90%にまで上昇し、フランス全土の支店網への展開が決定された<sup>195</sup>。

オレンジ銀行を展開する通信事業会社オレンジは、戦略計画「Engage 2025」において AI とデータをイノベーション・モデルの中心に据えている<sup>196</sup>。2023 年 6 月に発表された生成 AI に関する事業計画によると、顧客対応、マーケティング、プログラミング、自然言語によるデータベース照会の 4 分野を優先分野と定め、数カ月以内にはプログラミング言語の専門知識がない従業員がデータベース照会をできるようにしたいとしている。一方、生成 AI をどのように利用するかに関わらず、少なくとも当面は完全な自動化は行わず、必ずプロセスに人間を介在させる方針である。現在は主に OpenAI の ChatGPT と Microsoft の GPT-4 を利用（後者を優先）している<sup>197</sup>。

AI エコシステムに関する提案や具体的な解決策の開発に寄与するため、関係者で組織された団体 Hub France IA において、ラ・バンク・ポスタルとソシエテ・ジェネラルは「銀行・保険」グループの共同議長を務め<sup>198</sup>、BNP パリバもメンバーとなっている<sup>199</sup>。

<sup>193</sup> BNP Paribas ウェブサイト <https://group.bnpparibas/en/careers/jobs/it-tech-and-data>（閲覧日：2023 年 7 月 24 日）

<sup>194</sup> 2023 年 6 月 14 日付 CNBC 記事 <https://www.cnbc.com/2023/06/15/ai-regulation-france-sees-ideas-on-global-laws-by-end-of-year.html#:~:text=The%20regulation%20states%20generative%20AI%20developers%20will%20be,EU%20law%20around%20AI%20has%20gone%20to%20far.>（閲覧日：2023 年 8 月 10 日）

<sup>195</sup> 2018 年 3 月 9 日付 Les Echos 記事 <https://www.lesechos.fr/tech-medias/intelligence-artificielle/trois-exemples-dutilisation-de-lia-par-des-groupes-francais-131070>（閲覧日：2023 年 8 月 10 日）

<sup>196</sup> <https://www.orange.com/sites/orangecom/files/documents/2022-02/IA-FR%20FINALE.pdf>

<sup>197</sup> 2023 年 7 月 10 日付 LeMagIT 記事 <https://www.lemagit.fr/etude/Les-lecons-dOrange-pour-faire-appel-a-lIA-generative>（閲覧日：2023 年 8 月 10 日）

<sup>198</sup> 2019 年 6 月 7 日付 La Banque Postale ニュース <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2019/conference-big-data-artificial-intelligence-interview-philippe-cuvelier.html>（閲覧日：2023 年 8 月 10 日）

<sup>199</sup> Hub France IA ウェブサイト <https://www.hub-franceia.fr/en/our-members/>（閲覧日：2024 年 10 月 30 日）

## 2. 郵便局金融を含めた金融包摂

### (1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

EUでは1990年代から社会的排除をめぐる議論が活発に行われてきた。2000年のリスボン欧州理事会では、社会的排除の撲滅への取組による「欧州社会モデル」の改革が謳われ、雇用戦略のひとつとして社会的包摂の強化が位置付けられた。具体的には①欧州社会モデルの近代化、②人材への投資、③社会的排除との闘い、という共通目標が定められ、これらを達成するために加盟国は「社会的排除と闘うナショナル・アクション・プラン」の提出を求められた<sup>200</sup>。

フランスでは、社会包摂を達成するための施策の一つとして、金融包摂に対する取り組みが進んだ。2012年5月に誕生した社会党のオランド政権は、「排除と闘うための閣僚横断委員会（le Comité interministériel de lutte contre l'exclusion (CILE)）」の下で、2013年1月に「貧困撲滅と社会包摂達成のための複数年プラン（Plan pluriannuel contre la pauvreté et pour l'inclusion sociale）」を採択した<sup>201</sup>。同プランの中では、不平等を減らして社会的断絶を防ぐこと、社会的参入を助けてそれに付き添うこと、社会福祉を調整し関与者を評価することという3つの目標が掲げられ、その上で達成に向け対策が必要な6つの分野が挙げられた。6分野の中には、金融サービスへのアクセスと過剰債務対策が含まれている。

### (2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

2013年7月26日に施行された銀行改革法<sup>202</sup>には、前項で述べたオランド政権の長期プランに則った金融包摂への対応が盛り込まれ、同法に基づいて2014年9月にはフランス中銀を中心とした金融包摂研究所（l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire、OIB）が立ち上げられることとなった。OIBの目的は、金融包摂に関する金融機関の取り組みをモニタリング、評価したうえで、金融機関に金融包摂を促していくことにある。OIBは、2014年以降、金融包摂に関する報告書を毎年発表している。2016年の報告書によれば、フランスでは約50万人が銀行口座等にアクセスできない金融排除の状態にあると推計されている<sup>203</sup>。また、2017年の時点で325万人いるとされた「金融面で脆弱（fragilité financière）」な国民は、2018年の報告書では340万人に増加した。

こうした状況を受け、2018年9月にフランス政府は、金融面で脆弱と目され支払不能に陥る可能性のある国民を保護するため、小切手やカード支払いで残高不足が発生した場合の手数料の上限を月間20ユーロ、年間では200ユーロ以内に設定することで金融機関と合意した。これにより、金融機関は金融に脆弱な顧客に対し「特定の申し出（l'offre spécifique）」を行い、自らの裁量で手数料の上限を設ける義務が生じた。但し、一定の進展は見られたものの、2018年の時点で実際に銀行から「特定の申し出」を受け、手数料の上限が設定された顧客は対象者の11%に

<sup>200</sup> <https://www.europarl.europa.eu/factsheets/en/sheet/60/the-fight-against-poverty-social-exclusion-and-discrimination>

<sup>201</sup> 貧困と社会的排除防止対策評議会（CNLE）ウェブサイト <https://www.cnle.gouv.fr/le-cile-adopte-le-plan-pluriannuel.html>（2023年8月10日閲覧）

<sup>202</sup> 「銀行業務の分離および規則に関する法案」 LOI n° 2013-672 du 26 juillet 2013 de séparation et de régulation des activités bancaires <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027754539&categorieLien=id#JORFSCTA000027754629>（2023年8月10日閲覧）

<sup>203</sup> 50万人が金融排除の状況にあるという報告は、当時メディアでも大きく取り上げられた。例えば、2017年6月26日付けフィガロ <http://www.lefigaro.fr/argent/2017/06/26/05010-20170626ARTFIG00226-banque-l-offre-de-services-a-tarif-reduit-ne-decolle-pas.php>（閲覧日：2023年8月10日）

相当する 38.4 万人に止まった。そこで 2018 年 12 月、反政府デモ「黄色いベスト」運動を受けたマクロン大統領は更なる対応策として、「特定の申し出」の有無にかかわらず、「金融面で脆弱」とされる 340 万人の顧客全員に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロとすることで金融機関と合意した<sup>204</sup>。さらに、2020 年 9 月、脆弱な顧客の場合は月額 25 ユーロ、「特定の申し出」対象顧客の場合は月額 20 ユーロおよび年額 200 ユーロを超えてはならないことが制度化された<sup>205</sup>。なお、OIB は、2023 年の時点で金融に脆弱な国民は平均で毎年 207 ユーロを支払っていると推計している<sup>206</sup>。

各金融機関は 2019 年 2 月の施行以降、手数料の徴収制限もしくは自動返金の仕組みを導入している。とりわけ金融包摂の問題では、郵便局という国内最多となる約 17,000 の支店を有するラ・バンク・ポスタルが重要な役割を担っている。2019 年 2 月、ラ・バンク・ポスタルも「金融面で脆弱」とされる国民に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロに設定した。さらに、「特定の申し出」を受けている顧客に対しては月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロと定めた。ラ・ポスト・グループの 2023 年度年次報告書によると、OIB 推計の「金融面で脆弱」な国民 410 万人（2022 年末）の内、160 万人がラ・バンク・ポスタルの顧客であった<sup>207</sup>。また、ラ・バンク・ポスタルは 2025 年までに「金融面で脆弱」な顧客の財務状況を改善するため、専用の「L' Appui」電話プラットフォームを用いた着信の 85% に応答することや、様々なソリューションについて全スタッフをトレーニングする目標を掲げている<sup>208</sup>。

その他、2020 年には顧客の「脆弱性」について、金融機関が早期に対応するための検出方法が制度化された。具体的には、フランス銀行が運営する国立個人延滞情報登録機関（Le Fichier national des incidents de remboursement des crédits aux particuliers, FICP）および小切手中央登録機関：Le Fichier central des chèques (FCC) の登録情報を活用し、金融機関は顧客が債務超過等に陥る前に「脆弱な顧客」として保護し、債務削減計画等の支援を提供することが定められた。また、金融機関は、顧客を脆弱と定義する際の基準について、ウェブサイト等を通じて顧客に開示することが定められた<sup>209</sup>。これらの運用を通じて、2023 年 12 月末には「金融面で脆弱」な国民は 420 万人（前年比 1.7% 増）、「特定の申し出」の受益者は 103 万人（前年比 24% 増）が検出され、保護の対象とされた<sup>210</sup>。

金融教育については、フランスでは 2016 年より、OECD が策定し G20 が採択した原則に基づき、他の加盟国と同様に、経済・家計・金融教育のための国家戦略（EDUCFI : La stratégie nationale d'éducation économique, budgétaire et financière）を策定し、フランス銀行を実施主体として定めている。国家戦略の 5 つの柱は、①若年層向けの金融教育開発②「金融面で脆弱」な国民をサポートするスキルの開発③ライフプラン作成と金融スキルをサポート④経済論争を理解するためのキーを提供⑤金融スキルのある起業家をサポート、である<sup>211</sup>。そのうえで、国

<sup>204</sup> 2019 年 6 月 18 日付けロイター報道 “France-Signes encourageants sur le plafonnement des frais bancaires” <https://jp.reuters.com/article/france-banques-frais-observatoire-idFRL8N23O4MH>（閲覧日：2023 年 8 月 10 日）

<sup>205</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2020”, p.22

<sup>206</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2023”, p.7

<sup>207</sup> La Banque Postale, “Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023”, p.28

<sup>208</sup> La Banque Postale, “Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023”, p.163

<sup>209</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2020”, pp.19-20

<sup>210</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2023”, p.29, 32

<sup>211</sup> Banque de France, “Education économique, budgétaire et financière” <https://www.banque-france.fr/fr/la-strategie-nationale-deducation-economique-budgetaire-et-financiere-educfi>（閲覧日：2024 年 10 月 28 日）

民・教師・ソーシャルワーカー向けの国家戦略ポータル「My Money Questions」、および起業家向けのポータル「My Entrepreneur Questions」を提供し、国民の金融に関する知識・態度・行動について定期的な調査を実施している。OIB 年次報告書<sup>212</sup>によれば、同戦略を通じて 2023 年には 37,000 人のソーシャルワーカーに研修を提供した他、ポッドキャストや無料の予算管理アプリケーションや YouTube チャンネル「EDUCFI Banque de France」でも金融教育動画を提供した。

### (3) 金融包摂と金融教育

2023 年 7 月、欧州委員会は EU 加盟 27 カ国の 18 歳以上 26,139 人を対象とした金融リテラシー水準に関する調査「Monitoring the level of financial literacy in the EU」<sup>213</sup>を公表した。フランスの金融リテラシー総合スコアは EU 平均に近く、総合スコアを算出する 2 つの構成要素である「行動スコア」<sup>214</sup>は平均である一方、「知識スコア」がやや劣っている（図表 30）。

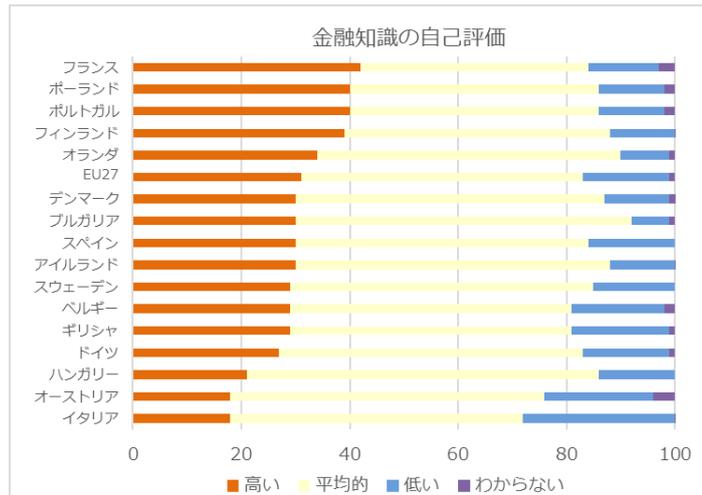
図表 30: フランスの金融リテラシースコアと自己評価



<sup>212</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2023”, p.45

<sup>213</sup> EU ウェブサイト <https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/2953>

<sup>214</sup> 行動スコアは、商品購入時の慎重な検討・支出の記録と管理・金融面での長期目標の設定と努力という 3 点において、どの程度同意するかの回答から算定される。



(出所) EU “Monitoring the level of financial literacy in the EU”

知識スコアは、金融に関する正誤問題 5 問の正答率によって算出される。フランスは 5 つの問題のうち、複利計算とリスクリターンは平均並みであるが、インフレ・債券価格・分散投資の正答率が低い。一方で、金融知識の自己評価は上位にあることからリテラシーギャップの存在が指摘され、金融知識の底上げが課題となっている。

欧州委員会と、OECD の INFE (International Network on Financial Education : 金融教育に関する国際ネットワーク) が共同開発した “Financial competence framework” では、成人向けと若年層向けに分けたうえで、「お金と決済 (Money and Transactions)」、「財務計画と管理 (Planning and Managing Finances)」、「リスクと報酬 (Risk and Reward)」、「金融情勢 (Financial Landscape)」の 4 つの分野において身に付けるべき金融リテラシーが示されている。

NPO 法人を中心とした金融リテラシー向上に関するプロジェクトも盛んに行われている。「Finance for All (みんなのファイナンス)」を提供する IEFP (Institute for Financial Education of the Public) はフランス銀行と共同で学校教材やウェブサイトを作成し、それらを無償で提供している。IEFP の優先事項は、①学校での金融教育の奨励、②パーソナルファイナンスの主なトピック (予算、財務管理、従業員の貯蓄、クレジット、銀行との関係など) に関する社内トレーニングの促進、③消費者への金融商品の紹介、④経済的に困窮している人々の支援である。

#### (4) 提供される金融商品・サービス (郵便局、銀行)

ラ・バンク・ポスタルでは「金融面で脆弱」とされる国民に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロに設定した。さらに、「特定の申し出」を受けている顧客に対しては月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロと定めている。民間金融機関においても、脆弱な顧客の場合は月額 25 ユーロ、「特定の申し出」対象顧客の場合は月額 20 ユーロおよび年額 200 ユーロを超えない手数料を設定している。

フランスでは、ソーシャルファイナンスは「連帯ファイナンス (Les finances solidaires)」と呼ばれることが多い。連帯ファイナンス企業の団体である fair. (Financer Accompagner Impacter Rassembler) には、2024 年 10 月末時点で 151

の会員企業・団体が所属しており、このうち 51 が連帯ファイナンスを専門に行う団体である<sup>215</sup>。

リボルビング融資による個人の過剰債務が深刻化したことをうけ、2010年にリボルビング融資に係る規制が導入された。この消費者保護策により、リボルビング融資が激減したものの、一方で貧困層が融資にアクセスできないという問題が生じた。このような状況への対策として、マイクロクレジットの導入が近年進んでおり、個人向けのマイクロクレジット残高が急増している。もっとも、金融機関はマイクロクレジット活動をアニュアルレポートに掲載する義務を有しているため、金融機関は広報的な意味合いからマイクロクレジット等の取組を行っているという側面もあることにも留意を要する。

フランスでは「口座を持つ権利」が法的に規定されていることから、金融排除の状態にあるのは貧困層、不法滞在者などと言われているが、それでも融資へのアクセス手段がない貧困層は数十万人いるとも言われており、これらの層がマイクロクレジットの対象となる。

連帯ファイナンスは、失業者の新規事業による雇用促進等の社会的な目的を持って活動する組織と、それを支援しようとする貯蓄者との間を仲介する役割を果たす。そのような専門的な連帯ファイナンス機関は多数存在するが、相互・協同組合銀行 (banques mutualistes ou coopératives) は CSR 活動の一環として、連帯ファイナンス機関と連携している。

例えば、連帯ファイナンス機関の一つである Adie は、グラミン銀行を参考に、経済的に排除された人々にマイクロクレジットを供与することを目的に設立された機関である。特に、Adie は長期の失業により、銀行からの借入れが困難となっている、起業資金を必要としている人に、資金供給と経営のサポートをする目的で 1989 年に設立された。

相互・協同組合銀行のクレディ・ミュチュエル (Crédit Mutuel) は Adie の融資資金を提供する提携を 1994 年に行った。その内容は、Adie が審査し、融資決定すると、相互・協同組合銀行が市場金利で融資を行い、ローンの管理を行うが、起業した会社への経営アドバイスは Adie が行う。また、リスクは Adie が 3 割、相互・協同組合銀行が 7 割カバーし、返済が 3 回滞った場合は Adie がローンを銀行から買い取り、直接回収を行う。また、最近では、相互・協同組合銀行から一定額を Adie に貸し付け、その資金を Adie が直接融資する転貸方式も行われるようになった。

BPCE に属する庶民銀行 (Banque Populaire) が Adie を支援していることについては既に触れたが、BPCE 誕生前に庶民銀行と経営統合した協同信用金庫 (クレディ・コーペラティブ (Crédit Coopératif)) は、以前から金利の一部を Adie に寄付する商品を作ってきた。

また、個人向けマイクロクレジット事業 (microcrédit personnel) は、2008 年にパリ信用金庫 (Crédit Municipal de Paris) において、パリ市や CDC との協力によって設立されており、2011 年 12 月末において、パリ信用金庫は、2008 年の創業資金融資に係る審査委員会 (comité des crédits) に提出された 1,680 通の書類 (申し込み) のうち、1,429 件の契約を成立させた。

<sup>215</sup> fair.ウェブサイト <https://www.finance-fair.org/fr/nos-membres> (閲覧日: 2024 年 11 月 1 日)

なお、フランスにおけるマイクロクレジットの審査は、対面ヒアリングによるリスク評価が採用されており、この面談の際に、個人の返済能力の有無などが判断される。貯蓄銀行の審査の例として、担当者は1~2時間をかけて1日のタバコ代など細かな事項にまでヒアリングを行い、借り入れ希望者の金融資産残高や返済能力を判断している。また、農村部であれば食料等を自給自足している例もあり、一概に資産と収入だけでは返済能力は分からず、当事者に返済の意思があるかどうかなど、信頼関係が築けるかどうかも重要な要素となっている。上記の地域振興活動の際に、銀行が資金以外の協力をすることもある。

## (5) 「脆弱な顧客」と金融包摂

OIBの年次報告書によれば、前述の通り、2020年に制度化された顧客の「脆弱性」の検出方法により「脆弱な顧客」の検出と早期保護が進展し、2023年12月末には「金融面で脆弱」な国民は420万人と前年とほぼ同数であったが、「特定の申し出」の受益者は103万人と前年比20%以上の増加となった<sup>216</sup>。また、フランス銀行は、消費者信用の返済状況と不正小切手の振出に関わる2種類の決済事故データベースを全国レベルで管理し、金融機関による顧客の信用力の把握や過剰債務の防止に役立っているが、消費者信用返済事故全国登録(FICP)及び中央小切手登録簿(FCC)の両データベースとも、登録件数は年々減少傾向にある<sup>217</sup>。

フランスでは、FICP(Fichier National des Incidents de Remboursement des Credits aux Particuliers)と呼ばれる単一のデータベースに基づいて、融資返済に関するブラックリストをフランス銀行(Bank of France, Banque de France)が作成している。年々増加する過剰債務者への対策として、消費者法典(Code de la Consommation)第L311-9条により、金融機関は、融資の際にこのリストを参照する義務が課されているが、参照後の貸出し判断は金融機関に委ねられる。また、同リストに掲載された個人は一般的には融資から排除されるが、マイクロクレジットに関してはこの限りではない。

ここ数年、OIBは、非課税貯蓄口座LEPを社会的弱者に普及させようと努めている。2022年にはLEPを保有する脆弱な顧客数が前年を23%上回り、過去5年間においても着実な増加を見せている。貯蓄は、たとえ少額であっても不慮の出費に備え、家計を安定化させるのに有効な手段であると認識されている<sup>218</sup>。

近年、さまざまな金融包摂スキームが導入されているが、OIBは、その有効性は一般市民の知識にかかっていると見て、市民、とりわけ経済的に困難な状況にある人々への情報提供に注力している。情報提供にあたっては、フランス銀行のウェブサイトを通して制度や規制等を日常的に紹介するほか、貧困と排除の撲滅に取り組む団体、消費者団体、家族の利益を擁護する団体、地域の社会活動センターを通じた地方自治体、ソーシャルワーカー、銀行、公的機関など、あらゆる関係者と協力している。2023年初には、フランス銀行内に金融包摂担当者(Corif)が配置され、各関係者からの情報請求や問題報告に関する窓口として、無料で情報やガイダンスを提供している。OIB事務局内には、金融包摂スキームでカバーされていない状況の特定や報告を行う部署(Inclusion Alert Unit)も設置されている。

<sup>216</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2023”, p.29, 32

<sup>217</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2022”, p.27, p.28

<sup>218</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2022”, p.30

## (6) 顧客データを活用したビジネス動向

従来は政府や民間企業が収集・管理・保有してきた個人データについて、データ主体である個人の意思により、データの収集、使用、保存等について決定権を行使できるようにするためのプロジェクト MesInfos が、民間主導で実施されてきた<sup>219</sup>。テクノロジーに特化したシンクタンクである Fing (Foundation Internet Nouvelle Generation)が実施主体となり、2012 年より政府、地方自治体、民間企業等とのコラボレーションによりビジネスモデルの実現性を検証してきた<sup>220</sup>。実験に協力する個人はクラウド上に個人情報をアップロードして提供・管理を行い、参加する地方自治体、企業等は、サービス提供に必要な個人情報をクラウド上で参照し、サービスの改善等に活用する形式となっている。参加企業には、保険、エネルギー、通信、銀行、ヘルスケア等、多様な事業分野を含むものとなっている<sup>221</sup>。

Fing は、個人データの権利についての国際的な取り組みである MyData Global のフランスにおける地域ハブ代表も務めている<sup>222</sup>。最近では、銀行預金口座情報だけでなく、保険や貯蓄口座情報への外部事業者からのアクセスを可能にするオープンファイナンスへの流れが強まり、当局がそれに応じた規制の必要性を認識している<sup>223</sup>。オープン・バンキングの API 提供事業者 Budget Insight の CEO は、2022 年 3 月にサイト Open Banking Excellence 上で、「銀行の中には、すべてのデータを取り出す必要性に気付き、それらを PSD2 に即した API に統合したり、その他の技術を通じた全データへのアクセス促進を検討し始めたところもある」、「フランスでも、ドイツの Solarisbank の事業モデルに触発され、フィンテック企業や他の事業に利益をもたらすプレイヤーが増えている」等と発言している<sup>224</sup>。

## (7) 高齢化とデジタル包摂

フランス国立人口研究所 (INED) によれば、2023 年の高齢者 (65 歳以上) 人口は 1,414 万人、総人口に占める高齢者の割合は 21.5%と推計されている (2022 年末時点)<sup>225</sup>。フランスの高齢者人口が総人口に占める割合が 7%を上回ってから倍の 14%に達するまでの年数 (倍加年数) は、115 年であった。日本の 24 年や他の欧州諸国 (スウェーデン 85 年、英国 46 年、ドイツ 40 年) と比較しても、高齢化が緩やかに進展してきた<sup>226</sup>ことが分かる。今後は平均寿命の伸長などにより、2030 年には高齢化率は 24%を上回ると推計されている<sup>227</sup>。

これまで見てきたようにフランス社会では金融を始めとした経済活動のデジタル化が急速に進められているが、特に高齢者について、通信技術の適切な利用から排除されるという課題が把握されている。情報処理と自由に関する国家委員会

<sup>219</sup> NTT データ、「フランスの実証実験 (MesInfos) について」、内閣府重要課題専門調査会データ連携基盤サブワーキンググループ (第 3 回) 配布資料、2018 年 4 月 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/datarenkei/3kai/siry03.pdf>

<sup>220</sup> Fing ウェブサイト <https://fing.org/toutes-les-actions/mesinfos.html> (閲覧日: 2023 年 8 月 10 日)

<sup>221</sup> Fing 資料 [https://fing.org/wp-content/uploads/2020/02/Cahier\\_Synthese-Enseignements-Actions\\_Pilote\\_MesInfos\\_Fing.pdf](https://fing.org/wp-content/uploads/2020/02/Cahier_Synthese-Enseignements-Actions_Pilote_MesInfos_Fing.pdf)

<sup>222</sup> Fing ウェブサイト <https://fing.org/toutes-les-actions/mydata-france.html> (閲覧日: 2023 年 8 月 4 日)

<sup>223</sup> 2022 年 3 月 24 日、フランス銀行副総裁スピーチ <https://www.banque-france.fr/en/intervention/open-banking-open-finance> (閲覧日: 2023 年 8 月 4 日)

<sup>224</sup> Bertrand Jeannot, "Open Finance in France is booming, What Next?" (2022 年 3 月 3 日), Open Banking Excellence, <https://www.openbankingexcellence.org/blog/open-finance-in-france-is-booming-what-next/> (閲覧日: 2023 年 8 月 4 日)

<sup>225</sup> INED ウェブサイト [https://www.ined.fr/en/everything\\_about\\_population/data/france/population-structure/population-age/](https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/population-structure/population-age/) (閲覧日: 2023 年 8 月 4 日)

<sup>226</sup> 内閣府「令和 5 年版高齢社会白書」p.8 [https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s\\_o2.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s_o2.pdf)

<sup>227</sup> INED ウェブサイト [https://www.ined.fr/en/everything\\_about\\_population/data/france/population-evolution/projections/](https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/population-evolution/projections/) (閲覧日: 2023 年 8 月 4 日)

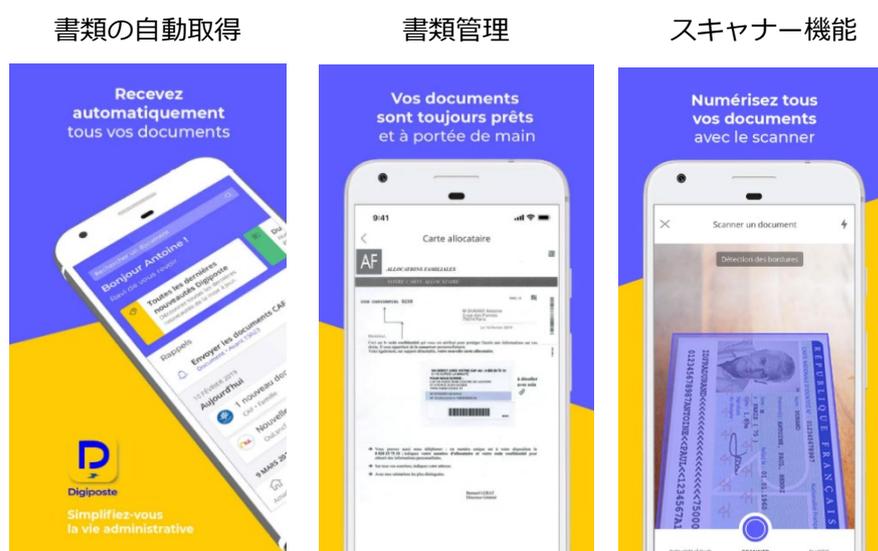
(CNIL) の 2021 年白書<sup>228</sup>では、高齢者層をはじめとした国民のデジタル・デバイドの現状に鑑み、現金へのアクセスを国が維持することを提言している。

フランス生活条件調査・観察研究センター (Centre de Recherche pour l'Étude et l'Observation des Conditions de Vie, CREDOC) の調査<sup>229</sup>によれば、フランスの携帯電話の利用率は 2016 年以降 2020 年まで 94%程度で横ばいとなっているが、世代別では他のすべての世代で 90%を上回った一方で、70 歳以上では最も低く 84%にとどまった。スマートフォンの保有についても同様に他のすべての世代で 90%を上回るのに対し、60 - 69 歳では 78%、70 歳以上では 59%にとどまっている。インターネットへのアクセスについては、ほぼすべての世代で 9 割前後となっている一方で、70 歳以上では 66%というように、高齢者の通信技術・手段へのアクセスが課題となっている。

このような状況に対し、ラ・ポスト・グループでは高齢者層のデジタル・デバイドの改善に貢献するためのサービスを提供している<sup>230</sup>。具体的には、シニア向けタブレット製品「Ardoiz」とそのキッティング・サービス、モバイル・サービス (テレビ・固定電話回線・インターネット回線、携帯電話等) を通じて、デジタル機器の購入のみならず、自宅への導入や接続、関連する契約管理等をワンストップサービスで提供している。また導入後も、機器の操作方法の問い合わせ、接続トラブルの対応等、高齢者がデジタル利用において直面する問題解決のサポートを提供している。また、「Digiposte」アプリによって、住所証明・納税証明書・年金保険の支払証明書等の書類を自動的に取得することや、身分証明書・不動産所有権・家族記録簿等を追加し、これらドキュメントを安全に保管することができる。家にながら行政サービスにアクセスでき、手続き支援サービスも行われている。

「Digiposte」アプリは「Ardoiz」タブレットでも利用できる。

図表 3): 「Digiposte」アプリの概要<sup>231</sup>



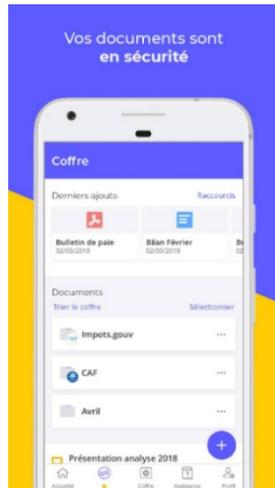
<sup>228</sup> La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, "COLLECTION LIVRE BLANC N° 2: QUAND LA CONFIANCE PAIE" P.22 [https://www.cnil.fr/sites/cnil/files/atoms/files/cnil\\_livre\\_blan\\_2-paiement.pdf](https://www.cnil.fr/sites/cnil/files/atoms/files/cnil_livre_blan_2-paiement.pdf)

<sup>229</sup> CREDOC, "Baromètres du numérique Etition 2021, Enquête sur la diffusion des technologies de l'information et de la communication dans la société française", pp.27-28 <https://www.credoc.fr/publications/barometre-du-numerique-edition-2021>

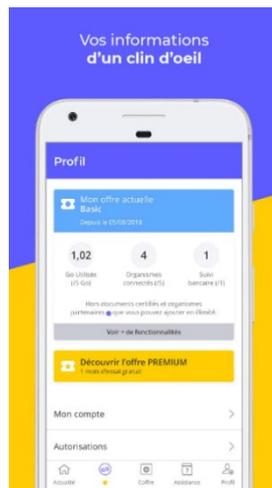
<sup>230</sup> ラ・ポスト・グループウェブサイト <https://www.laposte.fr/services-seniors/vie-connectee> (閲覧日: 2024 年 11 月 1 日)

<sup>231</sup> アプリ入手先 <https://play.google.com/store/apps/details?id=com.laposte.bnum.digipostepius&hl=ja>

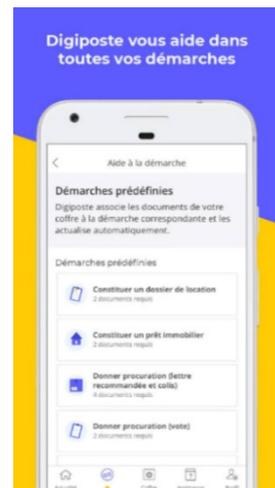
安全なストレージ



個人情報管理



行政手続き支援



| 「Digiposte」アプリのプランとサービス |               | 基本プラン | プレミアム |
|-------------------------|---------------|-------|-------|
| 月額料金 (€)                |               | 0     | 3.99  |
| ストレージ容量                 |               | 5GB   | 100GB |
| サービス内容                  | ドキュメントの自動受領   | ○     | ○     |
|                         | ドキュメントの手動追加   | ○     | ○     |
|                         | モバイルスキャナー     | ○     | ○     |
|                         | リンク共有         | ○     | ○     |
|                         | 行政手続き支援       | ○     | ○     |
|                         | コンテンツ検索       |       | ○     |
|                         | モバイルオフラインアクセス |       | ○     |
|                         | 専用電話サポート      |       | ○     |

## <出所資料一覧>

### 【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 欧州連合 (EU)
- ・ 欧州中央銀行 (ECB)
- ・ 国際通貨基金 (IMF)
- ・ 世界銀行 (World Bank)
- ・ OECD
- ・ TCFD
- ・ フランス国立人口研究所 (INED)

### 【政府・中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ フランス政府
- ・ 預金保証・破綻処理基金 (FGDR)
- ・ 健全性監督破綻処理機構 (ACPR)
- ・ 金融市場庁 (AMF)
- ・ 公的投資銀行 (Bpifrance)
- ・ フランス銀行 (Banque de France)
- ・ 情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)
- ・ フランス・フィンテック (France FinTech)
- ・ Hub France IA
- ・ fair.
- ・ (日本) 預金保険機構
- ・ (日本) 内閣府

### 【論文・雑誌・業界紙】

- ・ 神山哲也、「フランスにみる協同組合金融機関改革—クレディ・アグリコルの事例—」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2014年秋号
- ・ 大内聡、鈴木敬之、「EU 諸国の預金保険制度の最近の動向について—イギリス、フランス、スペイン—」、預金保険機構『預金保険研究』(第19号)、2016年5月
- ・ 黒川洋行、「EU 銀行同盟における単一破綻処理メカニズムの運用と課題」、東京研究所『証券経済研究』第121号、2023年3月
- ・ 郵便貯金振興会、「主要4か国の貯蓄金融機関：イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ」、2007年7月
- ・ 山口和幸、「銀行の投資業務の分離を巡る欧米の動向」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』平成26年3月号
- ・ Hogan Lovells (Paris LLP) , “French Legal and Regulatory Update –November 2014”
- ・ Hogan Lovells (Paris LLP) , “French Legal and Regulatory Update – July/August 2013”
- ・ 労働政策研究・研修機構、「欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—」、JILPT 資料シリーズ No.259、2022年8月

### 【郵政公社・郵貯等 HP】

- ・ ラ・バンク・ポスタル
- ・ ラ・ポスト・グループ
- ・ CNP
- ・ マ・フレンチ・バンク

## 【民間金融機関 HP】

- BNP パリバ
- クレディ・アグリコル
- ソシエテ・ジェネラル
- BPCE グループ
- クレディ・ミュチュエル グループ
- HSBC
- Banque Stellantis France グループ
- Mobilize Financial Services
- カルフル銀行
- 庶民銀行
- 貯蓄銀行
- Banque Palatine
- Adie
- Hello bank

## 【その他】

- Moneyvox（金融情報サイト）
- Open Banking Excellence（金融情報サイト）
- NeoBanks.app（インターネット専業銀行等の情報サイト）
- LeMagIT（IT 情報サイト）
- Le Monde（電子版）
- Les Echo（電子版）
- Le Figaro（電子版）
- Financial Times（電子版）
- ロイター通信
- CNBC（電子版）
- Orange（通信事業会社）
- 貧困と社会的排除防止対策評議会（CNLE）
- Fing（テクノロジー関連シンクタンク）
- フランス生活条件調査・観察研究センター（CREDOC）